

令和7年11月犬山市議会定例議会会議録

第2号 12月4日(木曜日)

◎議事日程 第2号 令和7年12月4日午前10時開議

第1 一般質問

◎本日の会議に付した案件

日程第1 一般質問

◎出席議員(18名)

1番	丸山幸治君	10番	玉置幸哉君
2番	ビアンキ恵子君	11番	岡 覚君
3番	増田修治君	12番	岡村千里君
4番	光清毅君	13番	鈴木伸太郎君
5番	小川隆広君	14番	沼靖子君
6番	島田亜紀君	15番	久世高裕君
7番	諏訪毅君	16番	柴山一生君
8番	小川清美君	17番	柴田浩行君
9番	畑竜介君	18番	大沢秀教君

◎欠席議員(なし)

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	長谷川 敦君	議事課長	大鹿 真君
主 査	石黒 絵美君		

◎説明のため出席した者の職・氏名

市 長	原 欣伸君	副市長	永井恵三君
教育長	滝 誠君	経営部長	井出修平君
市民部長兼防災監	舟橋正人君	健康福祉部長	前田 敦君
子ども・子育て監	兼松光春君	都市整備部長	武内雅洋君
都市整備部次長	野本敬弘君	経済環境部長	小池信和君
教育部長	中村達司君	消防長	大澤 満君
企画広報課長	古田隆行君	総務課長	藤村崇司君
防災交通課長	吉野 勲君	市民課長	富田圭一君
障害者支援課長	奥谷雪江君	高齢者支援課長	粥川仁也君

健康推進課長	水野嘉彦君	子ども未来課長	上原眞由美君
子ども未来課主幹	伊藤真弓君	子ども未来課主幹	神林宏之君
都市計画課長	高木誠太君	都市計画課主幹	一柳佳誉君
環境課長	疇地利哉君	産業課長	山崎直人君
観光課長	伊藤修君	学校教育課長	西村岳之君
学校教育課主幹	鈴木早智君	文化推進課長	大黒澄子君
消防次長兼消防署長	安藤和重君	消防総務課長	村山弘泰君

午前10時00分 開議

◎副議長（鈴木伸太郎君） ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 一般質問

◎副議長（鈴木伸太郎君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

議員各位に申し上げます。5番、小川隆広議員から、一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

5番 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） 皆さん、おはようございます。5番、日本共産党犬山市議団の小川隆広です。通告に従いまして4件の質問をさせていただきます。

件名1、マイナ救急実証実験の状況についてであります。

この質問をいたしますのは、11月14日金曜日の中日新聞朝刊29面で「マイナ救急使いづらい」と報じられた内容について、幾つか事実確認をさせていただきたいと思ったからであります。

マイナ救急が全国で実証実験が始まったのが今年10月からで、まだ2か月ほどしか経過をしておりますが、新聞に記載のとおりだと、来年度には本格運用ということで、それ以降は自治体負担になるような記載もあります。

このとおりのスケジュールだと、次の令和8年2月の定例議会の予算には盛り込まれて、4月には本実施になろうかと思えます。そうすると、課題が置き去りのまま本実施になることを大変危惧をいたしております。

まずは要旨1として、今年10月から実証実験が全国に拡大をされたマイナ救急の現状と課題についてお伺いをしたいと思います。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

〔消防長 大澤君登壇〕

◎消防長（大澤 満君） おはようございます。小川隆広議員のご質問にお答えします。

マイナ救急は、マイナ保険証を所有している傷病者が救急車を要請した場合、救急隊が保

有する専用タブレット端末で傷病者の既往、かかりつけの病院等の情報を読み取り、的確に医療機関を選定し搬送するためのツールでございます。

本年10月1日よりマイナ救急の実証実験が行われており、10月1日から11月26日までの間で救急件数496件に対し、マイナ保険証の情報を確認できた事案は20件でございます。

現場での不安や課題につきましては、現在実証実験中ですので、今後本格稼働していく中で検証していきたいと考えております。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございます。僅か2か月の間ということですが、496件の救急件数で20件の事案があったということで、当初、ヒアリングの際に私個人としては、思ったより件数があったと思えました。

正直、ゼロ件という数字でもおかしくないなというふうに思っていたのですが、背景には実証実験中であるので、積極的に使われているということもお伺いをいたしました。

再質問をお願いします。

マイナ救急では傷病者が意識不明であった場合でも、家族の同意などで使えるとも記載がされております。今、答弁があった20件の傷病者のうち、マイナ救急が必要であった事案は何件あったのか。また、新聞記事では有用性、これについての疑問が投げかけられております。有用性について確認できたのか、率直なところ、ご意見を伺いたいと思います。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

〔消防長 大澤君登壇〕

◎消防長（大澤 満君） 再質問にお答えします。

マイナ保険証を使用した20件のうち、意識がないような重篤な傷病者はいなかったことから、マイナ救急が必要であった事案は、結果としてなかったということでございます。

また、有用性が確認できたかというお尋ねですが、実施期間が2か月弱と短く、事案件数も少ないことから、その効果については判断できる状況にありません。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございます。この2か月の20件の中では、マイナ救急が本当に必要なケースはなかったということで、意識がある方にお声がけをして、マイナ保険証を使わせていただいたというようなことかなということで理解をいたしました。

有用性についても判断できる状況にないというのは、消防署として率直なご意見ということで受け止めました。

再々質問をさせていただきたいと思います。

消防署としては、僅か2か月で有用性、これの判断ができないと思いますが、私はこのまま続けると、個人的には有用性というのは極めて低くなるのかなというふうに思っております。

理由についてですが、例えば救急隊がどんなときに使いたいかということですが、1分1秒を争う中で、マイナ保険証を預かってまで確認したい、そういったことは、例えば第三者が救急要請をして、傷病者の身元が全く分からないとき、そういうときだろうと思っております。

ます。例えば、道路上で人が倒れていて、通りすがりの通行人が救急要請をしてくれた。そういう場合、救急隊としては、マイナ救急を使って身元だとか、薬の服用履歴、通院している病院などを把握できれば、これは大変有用だと思います。

ただ、新聞記事には意識不明の場合は、救急隊の判断で閲覧はできるとしながら、同意なしに搬送者の所持品を確認する根拠がないということも記載をしております。実際のところどうなのか、お伺いをしたいと思います。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

〔消防長 大澤君登壇〕

◎消防長（大澤 満君） 再々質問にお答えします。

本人の同意なしで、かばんや着衣などの所持品を確認することは認められておりません。ただし、救急隊が探すなどせず容易にマイナンバーカードを確認でき、また、生命、身体の保護に必要な場合は、個人情報保護法の規定に基づいて、傷病者の情報を得ることが可能と認識しております。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ありがとうございます。おおむね記事の字面どおりということで理解をいたしました。

そういうことになりますと、意識不明の傷病者がマイナンバーカード、これを手に持っていたり、例えば首からぶら下がっていたり、ポケットに裸で入れているというようなケース、これは相当レアなケースになるのかなと思っておりますので、マイナ救急が本領を發揮するためには法的根拠の確立を待つ必要があるとも感じました。

ただ、日本全国で見ると、糖尿病の既往歴からブドウ糖を投与できたり、家族が知らなかった病歴が出てきたというケースもありますので、今後に期待をしたいというふうに思います。

要旨2です。来年度以降、本格実施した場合の自治体の費用負担について伺いたいであります。

さきの要旨でも触れましたし、答弁もいただきましたが、マイナンバーカードに関わる事業については、これは国が急ぎ過ぎると強く感じております。

まだ実証実験から2か月で積極的にマイナ救急を使うようにしたので、同意を得られた傷病者の情報を読み取ったのが20件である。現段階では有用性、これも判断ができない。意識不明の傷病者の情報は、救急隊の判断で読み取ることはできるが、かばんや衣類などの所持品を確認することもできない。しかし、来年4月には本格運用となっていくというわけです。

新聞記事では、通信費などが自治体負担となる来年度以降も続けるかは検討中、そういった答えをした、犬山市とは別の消防の担当者もいるわけですが、まず、本市において本格実施をした場合の自治体の費用負担、これについてお伺いをしたいと思います。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

〔消防長 大澤君登壇〕

◎消防長（大澤 満君） ご質問にお答えします。

現在、犬山市では、救急車を4台所有し、全ての救急車にマイナ救急に係るタブレット端末を保有しております。来年度以降、自治体に係る費用については、通信料が約16万4,000円、あと社会保険診療報酬支払基金という団体が運用するオンライン資格等システム利用料や、あと電子証明書の発行に係る経費が4万円で、合計20万円程度かかります。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございます。

それぞれの自治体の消防の規模、これもありますが、犬山市においては予算全体で見れば、そんな大きな金額ではないということで理解をいたしました。しかし、費用がかかるのも事実であります。

再質問をさせてください。

先にもご紹介しましたように、新聞記事で、来年度以降も続けるかは検討中、こういった答えをしたほかの自治体の担当者があるわけですが、そもそも全国展開の事業を自治体でやめることができるのか、そういった判断ができるのかということは疑問があって、これはヒアリングをさせていただいたわけですが、やめた翌日、マイナ救急があれば助かった、そういった事例が出てくる可能性もあるということで、こういった事業は一度始めると、やめることはできないなということは、自分の中でも理解をいたしました。

しかし、実証実験の域を全く抜け出せていないものを自治体の負担というのは、いささか腹に落ちない部分があります。

本来はマイナンバーカードの信頼を取り戻して、マイナ保険証の所持者を増やしながらか、一方でマイナ救急のための救急隊員の公権力を確立して実施する、そういったことであればまだしも、現状は来年度以降も実証実験の継続が相当だろうというふうに思っております。

これに係る費用は、犬山市の予算規模からすると小さいですが、これは当面、国が負担すべき、そういうふうに思っておるんですが、そのような申入れをしていくべきと考えます。当局の考え方を伺いたいと思います。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

〔消防長 大澤君登壇〕

◎消防長（大澤 満君） 再質問にお答えします。

マイナ救急に係る費用の国費負担要望につきましては、市の消防に要する費用は、市がこれを負担するという法的な原則はございますが、マイナ救急の今後の動向を見ながら考えていきたいと思っております。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございます。まだまだ検証を重ねる必要があるかと思っておりますので、今後、そういったことも期待したいと思っております。

今回のマイナ救急の質問もそうですが、DXに関わる部分、とりわけデジタルに関わることを、若干国は急ぎ過ぎるのかなと個人的には思っております。自治体の負担についてもこれが軽視をされている、そういうふうにも感じています。そのため今回、最終的な質問が費

用負担ということになりましたが、ヒアリングを通じて、まずは救急隊の法的根拠の確立、これが大事だなというふうに感じました。その点も今後の動向を見ながら考えていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移ります。

件名2、イノシシ対策についてであります。

この件につきましては、私自身、2年ぶり2回目の質問になります。令和5年12月定例議会の一般質問では、特に今井、栗栖地区、善師野の広見線より北側など、そういったところで耕作被害、とりわけ畑を荒らされるといったご意見を重なっていただいたことから、質問をさせていただきました。そのときの状況やイノシシ対策に対する市の考え方などを丁寧に答弁をいただいたと記憶をしております。

それから2年が経過をするのですが、やはりイノシシに関するご意見、これが後を絶たず、耕作地被害もさながら、最近では民地の庭が被害に遭ったとか、深夜の時間帯になろうかとは思いますが、イノシシに遭遇したことで身の危険を感じたというようなご意見をいただくようになってまいりました。

まずは要旨1として、近年のイノシシの捕獲数と、直近の捕獲数、市の把握しているイノシシに関わる苦情があれば、その件数とその内容、イノシシ対策が農業被害対策を中心に行っていると思いますが、農作物被害でしか対応ができないのか、お伺いをしたいと思います。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

市の委託事業によるイノシシの捕獲数は、令和4年度272頭、令和5年度287頭、令和6年度299頭、令和7年度は11月末現在ですが、302頭となっており、昨年度の同時期と比べ69頭増加している状況です。

次に、市民から産業課へ連絡のあったイノシシの苦情や要望としましては、令和6年度は全部で37件あり、農地での被害18件、自宅周辺等での掘り起こし被害が19件となっており、現地確認やわなの設置を要望する内容でした。

最後に、議員からイノシシ等の有害鳥獣への対策は、農作物被害への対応が中心となる旨のご確認、ご質疑をいただきましたが、有害鳥獣とは、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき、市が作成する鳥獣害防止計画の中で、指定する鳥獣のことであり、農作物被害対策が中心となります。

法令上では、動物の愛護及び管理に関する法律や、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律において、原則、動物をみだりに処分等するのではなく、共生に配慮し、適正に取り扱う必要があることから、当市として積極的に実施できる直接的なイノシシ等への対応としては、さきに申し上げた特別措置法に基づく農作物被害が前提となります。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございます。

昨年同時期と比べて69頭増加しているということで理解をいたしました。ヒアリングの際

にも、犬山市では猟友会が積極的に活動をいただいているということも伺いましたので、それが結果に出ているということに関しても理解をいたしました。

また、2年前に答弁をいただいた際は、法律の立てつけ、これには深く触れませんでした。が、今の答弁で、日本においては現状、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」、これに基づいており、農作物被害が前提であるということも理解しましたので、同じ悩みを本市としても持っているんだということで理解をいたしました。

次の要旨に移ります。要旨2点目、群れで捕まえることで効果を狙う取組が他の自治体にあるが、本市としても積極的に研究するべきではないかであります。

これについては、地元の方から中日新聞の記事を持ち込みでご意見をいただきました。今年11月3日月曜日の朝刊3面であります。「獣害対策スマートに」ということで、遠隔操作が必要というのが人材という面で課題になるかと思いますが、大きなわなを設置し、群で捕まえることで効果を狙うということで、既に様々な自治体などから受注で570台余りが稼働しているという記載がしてありました。

ご意見でも、群れで捕まえないと減らないのではないかとということでした。本市においても導入に向けて研究すべきと思いますが、当局のお考えを伺いたいと思います。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

現在、当市の委託事業では、くくりわな約120個、箱わな約40基、大型の囲いわな2基を使用して、イノシシなどの有害獣の捕獲を実施しております。

当市で使用している大型の囲いわなは、遠隔操作機能などのICT技術が使われていないものになりますが、現在、栗栖地区、今井地区に1基ずつ設置しております。令和6年度に駆除したイノシシ299頭の捕獲方法の内訳は、くくりわな153頭、箱わな140頭、囲いわな2頭、水路に落ちたものなどが4頭で、実績としては必ずしも大型の囲いわなが効果的であるという状況ではございません。

また、捕獲で使用するわなは、犬山市鳥獣害総合対策協議会において、国の交付金を活用し、市の支出負担なく導入していますが、箱わな1基当たりの価格が約13万円程度であるのに対して、先ほどご紹介ありましたICT技術を活用した大型の囲いわな一式に係る費用は、約200万円以上と高額であり、国の交付金では不足する可能性や、システム利用料、通信料などのランニングコストが必要であることも課題となります。

なお、受託者である一般社団法人犬山猟友会にICT技術の導入について確認したところ、現在会員数も増加傾向で、年間の活動時間も十分な状況であるため、現状では高額のわなの導入よりも、箱わなやくくりわなを増やすほうが効率的な捕獲ができるとのことでございました。

したがって、現時点ではご提案のあった大型の囲いわなについては、当市の状況にマッチしていない状況と考えますが、今後も効果的な捕獲事業ができるよう実施してまいります。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。

I C T技術は付いていないものの、大型の囲いわなが本市でも既に2基稼働していることと、今の本市の状況では、決してI C T技術が有効ではないということについて理解しました。

今の答弁で、本市全体では相当な数のわなを設置しているということも分かりましたし、さきの答弁にもありました、法律の立てつけを考えると、本市としては、猟友会や関係者とともに相当な努力をしているということも分かりましたので、ご意見をいただいた方々には、そういった報告もしたいと思います。

イノシシ対策に関わる皆様のご苦勞、これに感謝を申し上げつつ、次の質問に移りたいと思います。

件名3、木曾川河畔の防災対策についてであります。

今年10月20日に倒木によって栗栖地区が停電して孤立する事態が発生をいたしました。その際に、フロイデに帰宅困難者のための避難所が設けられ、栗栖公民館にも自主避難所が開設をされました。私も当日、フロイデの避難所に向いて状況を確認をいたしました。

議員になってから、本番の避難所というのはこれが初めてで、短時間ですが避難所運営の難しさというものを肌で感じました。

そこで、要旨1、県道栗栖犬山線の倒木発生時の避難所開設から得られた学びと今後の課題について伺いたいであります。

当日対応された職員の皆様におかれましては大変お疲れさまでした。今回のことで避難所運営の訓練では分からない学びと、悪い意味ではなく、次へつなげていくという意味での反省点、これもあったと思います。本市として今回の避難所開設で得た学びと反省点について、また、栗栖側の避難所となった栗栖公民館の状況や、同様に学びや反省点などがあれば、お伺いをしたいと思います。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

令和7年10月20日午前10時31分に、市民から土木管理課に、県道栗栖犬山線で倒木発生との連絡が入り、倒木撤去のため12時半過ぎから21時40分までの約9時間にわたり通行止めとなり、栗栖地区が一時孤立状態となりました。加えて、倒木が電線にかかったため、16時から21時30分過ぎまでの約5時間半、栗栖・継鹿尾地区約200世帯が停電となったことから、市職員が現地へ向かい、75歳以上の独り暮らし世帯を回り、安否確認を行いました。

ほかにも学校の対応として、犬山中学校では帰宅生徒の補助を行ったほか、栗栖小学校では保護者に対し停電等の情報をメールにて周知しています。また、倒木による通行止めの対応として、市民交流センターフロイデと栗栖公民館を帰宅困難者用の避難所として開設し、76名が避難をしました。

今回の避難所開設を通じて、地域が孤立することを前提とした備えが十分でなかったと考

えています。今回の事案では通行止めの規制がかけられたことで、避難所担当職員が現地に行くことができるか不明であったため、栗栖地区唯一の指定避難所である栗栖小学校を速やかに避難所として開設することができませんでした。指定避難所が開設できない場合の代替手段について、事前に想定ができていませんでした。

また、栗栖公民館を自主避難所として開設するに当たり、地域住民の皆さんに避難所開設から運営をお願いすることになりましたが、地域のみで運営する場合の支援体制や事前の運営体制の把握も不十分でした。

さらに、停電や孤立状態が長期化することを想定した備蓄品の数や種類を考慮しておく必要性も改めて感じました。

これらのことから、土砂災害や河川氾濫への対応に限らず、地域の特性に応じた準備や訓練の重要性を改めて認識しました。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。私自身が感じた以上の学びの部分、これがあったのかなというふうに思います。ありがとうございます。今回は倒木でしたが、とりわけ栗栖地区は孤立しやすいということが改めて認識できたと思います。

再質問をさせていただきます。

今回、倒木によって通行止めになったのが、県道栗栖犬山線ということで、県道であります。本市が管理をしているわけではないので、大変難しい部分はあるかと思いますが、道路管理者と対応について協議はされたのか、本市としてできる改善策について協議、検討はされたのか、お伺いをしたいと思います。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） 再質問にお答えします。

栗栖地区の孤立対策について、一層の備えが必要と強く感じています。今回の倒木発生を受けて、10月22日に愛知県一宮建設事務所維持管理課、市土木管理課、防災交通課が合同で、県道犬山栗栖線を犬山遊園駅から犬山栗栖園地までの区間について、道路に隣接する樹木の点検を目視で行いました。所管する愛知県一宮建設事務所によると、2か所の倒木危険樹木を今年度中に伐採するとのことでした。

続いて、避難所の対策として、備蓄については、栗栖小学校の防災倉庫に食料や水、組立てトイレ、発電機、毛布などとおりの資機材を備蓄しています。しかし、孤立した場合には、必要な食料や資機材を追加で配備することが困難となることから、他の避難所より多めに備蓄しておく必要があります。そのため、現状の備蓄品を確認し、必要に応じて追加配備を行うなどの対策を講じていきます。

次に、今回通行止めの影響により、栗栖小学校を避難所として開設することが困難であったため、栗栖地区の役員の皆さんと協議し、栗栖公民館を自主避難所として開設しました。このことから、発災時に迅速に対応するためには、地域と情報を共有しながら連携していくことが重要であり、平時から地域との関係を築き、緊急時に備えることが必要です。今後も

各種訓練などの機会を通じて、地域との連携を一層強化し、地域の防災力が向上するよう取り組んでまいります。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございます。

道路管理者と本市で樹木点検を行い、2か所の危険樹木の伐採を考えているということで、早急な対応ありがとうございます。一層地域と連携しながら、本市でできる範囲で対策を講じていくということで期待をしたいと思います。

次の要旨に移ります。

要旨2点目、観光機能を兼ね備えた防災対策を講じておく必要があると考えるかどうかであります。

大変回りくどい言い方になりましたが、率直に申し上げて、栗栖地区とその対岸に歩行者用のつり橋をかけられないかということでもあります。

今回、避難所で歩いてでもいいから自宅に帰りたい。停電している中で待っている母親がいるというような声を聞きました。また、民生委員さんとおぼしき人も帰宅困難となり、様々な名前を出して安否を確認しようと必死だった姿も目にいたしました。

そのような中で思い出したのが、昨年度の犬山市議会主催の市民との意見交換会であります。このときは建設経済委員会に所属しており、第二部のトークセッションでは、「木曾川へGO」と題して、来る人も住む人も魅力ある木曾川河畔の観光について意見交換をいたしました。

その際に参加者の一人から、栗栖地区から対岸へ歩行者用のつり橋をかけてはどうかといったご意見をいただきました。

この後、当時の小川清美建設経済委員長からは、国定公園であり、様々な法律があることから、大変難しいんだよということで教えてもいただきました。しかし、栗栖地区が孤立しやすいということを考えると、観光と防災の面で一考の価値はあるのではないかというふうに思いました。

大変長期的な目線で考えなければならない話になると思いますが、当局のお考えを伺いたいと思います。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

私からは観光側面からの答弁をさせていただきます。

栗栖地区でのつり橋につきましては、かつて犬山商工会議所を中心に、つり橋構想が持ち上がり、平成29年9月議会におきましても、久世議員、柴山議員からご質問をいただいております。

当時、犬山商工会議所からは、民営の有料歩行者用つり橋を栗栖地区に建設したいという構想が示され、市へは許認可に関わる部分についての協力要請などのご相談がありました。その後、費用や法的な問題もあり、具体的な進展には至っておらず、現在、犬山商工会議所

では、このつり橋の構想は、事業計画から外している状況と聞いております。こうした経緯も踏まえて、当市の観光施策として、栗栖地区においてつり橋設置を推進していく考えはございません。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 続いて答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） 続いて、防災の観点からお答えします。

現状、栗栖地区への進入路は1本のみであり、孤立対策として、避難経路を複数準備することは重要と認識しています。しかしながら、台風や地震などの際、通行時に揺れが起こるつり橋を避難経路とすることは、安全確保の面からも推奨できません。そのため、市としては、防災の観点からも、つり橋の設置を推進していく考えはありません。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございます。

過去の経過や想定される観光の観点からも、防災の観点からも推進は考えていないということと理解をいたしました。

今回は大変大きな話をしましたので、当初から難しいとは思っておりました。しかし、犬山市の特性を考えると、観光と防災ということと同時に考える、こういった必要はあると思いますので、そういった研究はしていただきたいなというふうに思います。

大きい話ついでにもう一つ大きい話をしたいと思います。

件名4、防災の観点も視野に入れながら、実用性のある無人運転システムとして、自走式ロープウェイの研究を進めてはどうかであります。

去る10月31日に犬山総合高校との意見交換会をさせていただきました。その中で、一つのグループが公共交通としてのロープウェイにたどり着いていました。暮らしたいまちをテーマに、議員と意見交換をし、達した結論が、暮らしたいまちにするための3つの提案をしながら、犬山城から犬山遊園をロープウェイでつなぎ、木曾川の景色を生かした観光の実現が中心となり、観光客の増加によって、地域人口や商業施設の活性化につながると期待をしている。当初はバス便を増やす案を考えていたが、ロープウェイが夢ではなく、実現可能な計画であると思っているというものでした。

この結論を聞きまして、私自身、これも長期的な話にはなりますが、実現可能な計画であると本気で思って、本日の質問に入れました。

むしろ、これは私の意見ですが、将来の運転者不足に対応するため、自動運転技術の研究を各地で進めておりますが、専用の空間で無人運転の研究を進めたほうがよっぽど将来性があるというふうに思っております。

本日は資料を準備をいたしました。神奈川県ホームページからになります。

恐らく自走式ロープウェイと言われて理解できる方はまだまだ少ないと思います。資料を見ていただければ一目瞭然ですが、左右のレール、もしくはロープでゴンドラを支えつつ、上部の駆動装置で自走をするロープウェイであります。資料の写真はレール区間になります。

特徴としては、ゴンドラがコンピューター制御で任意に動きますので、途中駅の設定が可

能である。また、写真のようなレール区間では、交差点などに合わせた直角カーブも走行できるということで、要所要所で方向を変えることができるということです。既に複数の自治体が研究に入っていることから、本市でも研究を進めてはどうかというふうに考えています。

高校生たちの結論は、恐らく横浜みなとみらいの都市型ロープウェイから導き出した答えで、犬山遊園から犬山城といった結論でしたが、本来、山岳区間に強く、環境負荷も小さく、インフラが最小限で済むので、むしろ犬山モンキーパーク、寂光院、桃太郎公園と縦1列に観光地が並んでいる犬山駅から栗栖の区間、ここに適しているとも考えます。

また、防災の観点で言えば、基本のインフラが柱で、直線区間はロープですので、災害復旧もしやすいインフラ交通とも考えます。

これを本市として長期的目線で研究してはどうかというふうに考えますが、お考えを伺いたいと思います。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

犬山駅から栗栖までの区間を無人で自動運転可能な自走式ロープウェイで結ぶことは、観光にも市民生活にも活用できる可能性があり、また、先進的な公共交通システムということで、高校生の夢と思いが詰まった提案だと思います。

自走式ロープウェイは、運転手不足の解消のほかにも、道路の交通渋滞などの影響を受けず、信号待ちもないため、非常に高い定時性と安全性を確保でき、利用者の需要に応じて車両数を増減させることもでき、効率的な運行が可能という特徴があります。

しかしながら、建設費はモノレールに比べて約5分の1の低コストと言いつつも、条件にもよりますが、1キロメートル15億円ほどかかります。例えば、犬山駅から栗栖小学校までの約5キロメートルを建設した場合、75億円となり、地下鉄などに比べればもちろん低コストですが、莫大な費用が必要となります。

11月21日に宮城県富谷市が、通勤・通学用ロープウェイ構想の調査結果を公表し、用地取得を含まない事業費を100億円から150億円ほどと試算し、2033年度以降の導入を目指す旨を発表がありました。

当市としては費用が高額となることもあり、引き続き先進自治体の実証実験や導入状況を見守っていきたいと考えています。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございます。見守っていきたいということですので、見守っていただきたいと思います。

最後に一つだけ指摘をさせていただきます。

たとえ話で5キロメートルを建設した場合、75億円となり、莫大な予算になるとありました。恐らく少なく見積もって75億円だと思います。逆立ちしたって本市の体力だけでは無理ということは理解もしております。

一例ですが、福島県南相馬市では、自走式ロープウェイ試験線を造るためのクラウドファ

ンディング、これを始めたとも伺っております。

この自走式ロープウェイにかかわらず、いかに本市の負担を少なく実現できるかについても大事な政策研究だと思いますので、そういう考え方も持っていただきたいと思ひますし、恐らく本市の木曾川河畔の空中散歩であれば、相当のクロスセクター効果も見込めると思ひます。

今議会では、このクロスセクター効果に着目して質問される議員も後に控えておりますので、私個人としては大変楽しみにしておりますが、本市においても、そういう目線でも研究しながら見守っていただきたいというふうに思ひます。

今回の高校生との意見交換会ですが、別のグループでは人口減少にも目を向けておりました。次の世代は恐らく私たち以上に、人口減少する中での公共サービスの在り方と観光の発展をリアルに考えることができると感じました。将来、意見交換をした高校生の誰かがここに立って、犬山のまちづくりのため、さらに、夢のあるリアルな提案をしてくれたらいいなということ期待しながら、私、小川隆広の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 5番 小川隆広議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午前10時55分まで休憩いたします。

午前10時45分 休憩

再 開

午前10時55分 開議

◎副議長（鈴木伸太郎君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

10番 玉置幸哉議員。

◎10番（玉置幸哉君） 10番、創犬会、玉置幸哉です。議長にお許しをいただきました4件の質問について、順次行っていききたいと思います。僕の前段で、すごく夢のある議論をしていただいて、ああいいなと思ったんですけど、僕は現実的な路線で進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

それでは、件名1、公共施設使用料について、要旨1、公共施設使用料の見直しに関する基本方針に含まれていない施設について、まずはお尋ねしたいと思います。

令和8年4月から、全天候型の屋内遊戯施設がヨシヅヤさんの2階で供用開始となる予定です。その使用料は9月議会で我々は議決しております。平日料金、市内の方は300円、市外の方は500円、休日は市内は500円、市外は1,000円となっております。

また、羽黒中央公園施設においても、市民と市外の方が利用する場合には、2倍の料金設定となっております。10月の全員協議会で説明があった公共施設利用ガイドラインの見直しの中で、市内の公共施設で含まれていない施設はありますか。また、あるのであれば、なぜ同じ公共施設で違いがあるのか。ここに含まれていない施設はどのようなルールに基づき料金設定をしているのか。また、市内外の料金はどのように考えているのか、お示しをい

ただきたいと思います。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

公共施設使用料の見直しに関する基本方針に基づき、使用料の額を算定している公共施設は、会議室や展示室、テニスコートといった一定の区画を独占して利用する施設であり、同じ公共施設であっても、例えば市民交流センター内にあるフィットネス施設や市民健康館内の入浴施設といった不特定多数の利用者が共有して利用する施設については、基本方針の対象に含まれていません。

その理由といたしまして、基本方針では、利用者が利用する区画面積の数値を使用料の算定に用いており、先ほど例に挙げましたフィットネス施設など、不特定多数の利用者が共有して利用する施設においては、利用者1人当たりの負担額の算定が困難であり、この算定方式が適さないためです。

なお、基本方針に含まれていない公共施設の使用料の額の算定の方法や、市外の方への割増し料金の設定につきましては、現状、本市として統一的なルールは設けていませんが、各施設において、近隣自治体の同等の施設との均衡等を踏まえた上で、使用料の額を算定しており、これは市外の方への割増し料金の設定についても同様です。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 玉置幸哉議員。

◎10番（玉置幸哉君） ご答弁ありがとうございます。今、基本方針に関することをご説明をいただきました。ここに今、その基本方針がありまして、対象施設ということで、例として、道路・公園の占用料、水道・下水道料金、個人利用の施設（ジム、プール）、ここに多分、次の質問である私が質問するさら・さくらの湯もここに含まれているのかなというふうに確認が取れました。

そこで、要旨2、さら・さくらの湯の入浴料について、質問していきたいと思います。

6月定例議会に岡村議員が、9月議会ではヒアリング議員が質問をされております。そのときの答弁では、令和6年度の収支3,500万円の赤字だったということが出てきております。

また、現状の利用状況は、ヒアリングの中で、市民の方が約54%程度、市外の方の利用が46%程度になっているという確認もしております。

それを踏まえて質問をさせていただきます。

まずは先ほどの答弁で、市内外の料金の考え方はありました。近隣自治体も含めて、それを参考にしながらということでありました。さら・さくらの湯は、オープン当初から入浴料はほとんど変わらず、市内外同一料金だというふうに私は認識をしております。

2022年以前は明宝の湯を運びながら運営をしておりましたが、議会からも、費用対効果も考えて、温泉ではなく水道水を沸かした湯での運営に今は変わってきています。

しかし、現状も年間3,500万円の赤字であります。この状況で施設を運営することは、人口減少社会にある中で、非常に厳しいと言わざるを得ません。

そこで、今回、私は赤字解消のための施策を提案をさせていただきます。現状は市内外間

わず、一般は520円、65歳以上障害者の方、小中学生は310円になっています。市民は税金を納められているのに対して、市外の方はそうではないので、私は料金に差をつけて、少しでも赤字の解消をする必要があるというふうに思います。

具体的に言いますと、市外の方の利用者はヒアリングで確認をしたところ、1日平均117人程度だというふうに聞いています。

市内の利用者の方の料金は据え置き、この市外の利用者の方、1日平均117人、この方々に200円を値上げしてはどうかと考えています。117人で200円、1か月26日稼働、12か月で年間約730万円ほどの売上げが上がるのではないかと。だから3,500万円の赤字なので、その赤字の補填に少しではなるのかというふうに考えておりますが、当局のお考えをお示しいただきたいと思います。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） ご質問にお答えをいたします。

議員もおっしゃいましたが、これまでの一般質問で申し上げているとおり、さら・さくらの湯を含む市民健康館の今後の在り方については、ただいま検討を進めているところであります。その検討項目の中に、使用料も当然含んでおります。

さら・さくらの湯の使用料、議員は入浴料というふうにおっしゃいましたが、公共施設使用料の見直しに関する基本方針、こちらの対象とはされておりませんが、その趣旨であったり、先ほどの経営部長の答弁なども考慮をしながら、また、ただいまの議員のご指摘なども踏まえながら、市民健康館の在り方の検討の中で判断をさせていただきたいというふうに思います。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 玉置幸哉議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございます。ちょっと残念な答弁だったなど。自分としては、具体的に数字を述べて、今回提案をさせていただいています。今ご回答にあったのは、市民健康館の在り方の中で一緒に考えていきたいというような答弁がありました。今回は自分は、市のやっぱり赤字補填を少し解消していかなあかんと、それもスピード感を持ってやっていったほうがいいんじゃないかと。

民間で考えると、例えば民間の会社で赤字があったとします。やっぱりその気で何とかしないかんというふうに経営者は考えるわけです。そうすると、少しでもいち早くその赤字が何であるかという原因を探って、その原因を解消していくことで、その通期の赤字の額は減っていくと思うんです。だからこそ、今回、これを提案したんです。

だけど、今、答弁あったのは、非常に短くて、次の在り方の中で検討しますんでというような答弁でありましたんで、そういう答弁だということであれば、次に出てくる方針の中では、当然本日提案をさせていただいた、その入浴料、これも変更されて出てくるんだろうなというふうに期待をして、次の質問に入りたいと思います。

件名2、障害児通所支援の利用者負担についてであります。

要旨1、当市の状況と近隣市町の状況についてお尋ねをしたいと思います。

児童発達支援サービスの利用負担について、国の制度とは別に、市独自の軽減措置が他の自治体であるようです。

当市も子育て施策、様々やっておりますが、障害のあるお子さんを持つ家庭に一定の負担軽減があってもと考えます。これは小学生に上がったところではなくてしまうので、その辺のお考えを当局のほうからお尋ねをしたいと思います。お願いします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） ご質問にお答えをいたします。

まず、当市の主な障害児通所施設の利用状況から申し上げますと、令和7年9月の提供分を見ますと、児童発達支援が147人、放課後等デイサービスが305人ということになっておりまして、今の制度がスタートした平成24年度から毎年増加をし続けております。

議員お尋ねの市独自の軽減措置をお答えする前に、まず当市の状況を申し上げますと、児童発達支援を実施するこすもす園、こちらでは利用者負担の月額上限、非課税世帯にあっても無料、課税世帯にあっても2,200円と、こちらは国の基準よりも低負担とさせていただいておりますが、他の事業所を利用した場合の軽減措置というのは現在設けておりません。

また、制度上は費用の1割が原則として利用者負担というふうにされておりますけれども、3歳から5歳までの子どもは自己負担なく、サービスを利用していただくことができますし、それ以外の子どもにあっても、世帯の所得に応じた軽減措置というのが設けられておりまして、最も低い区分に属する子どもは自己負担がなく、つまり無償でサービスをご利用いただくことができるという状況です。

愛知県内の他の市町村の状況につきましては、調査をさせていただいて、そこの中の回答の中では、調査に回答のあった51団体のうち9の団体で独自の軽減ということを実施しているということは把握しておりますけれども、ただいま申し上げたとおり、既に制度として一定の配慮が行われているという観点から、現時点では新たな軽減ということを実施することは考えておりません。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 玉置幸哉議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございます。まず、人数がやっぱり結構増えてきているというのは、今の答弁で理解するところでもありますし、また今回、市民の方から私のところに届いたときも、やっぱり給与がこのまま上がっていくと、日本でいくと年功序列になっていますので、多分もう近い将来、自分は軽減なくして、結構大きな負担になるんですね。1か月3万7,000円ちょいの負担が出てきますので、年間でいくと40万円を超える負担になってくるので、これはちょっと玉置さんつらいなと。その市民の方がほかの自治体を調べたら、こんな軽減措置もあるんだけど、どうなのかなということ、私のところに届けられて、今回質問しております。

なかなか今の回答だと、軽減を実施することは考えていない、お答えとしてはやっぱりそのパイが少し人数が大きくなっているというところは理解しますが、収入も各家庭で違っているのも分かっているところですが、やっぱり当事者にしてみると、負担の大きさというの

は、今の物価高騰のこの時代における、年間で40万円を超える金額というのは非常に大変なんだろうなというところも自分では分かりますので、また少しその方とも議論しながら、今後また新たな提案等々もしていきたいというふうに思っております。

続きまして、件名3、人口減少と少子化対策についてであります。

要旨1、まずは当市の婚姻数と出生数についてであります。

私は平成29年、そして令和元年、令和6年ということで、3回、この議会の中で、若者支援として奨学金の返済の一部負担や返還支援をやってまいりました。令和5年には、若者世代を対象として10年間、犬山に継続して住んでくれた方に10万円を給付する、犬山定住表彰の提案もさせていただきました。残念ながら全部撃沈になりました。

ただ、人口減少が進む中、その大きな要因になっているのが、この少子化対策です。それに対して結婚に焦点を当てて今回は質問をしたいと思います。

過去の一般質問でも聞いておりますが、改めて当市の婚姻数、そして出生数を近年の傾向を踏まえてお尋ねをしたいと思います。お願いします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

婚姻数につきましては、戸籍法により本籍地または所在地で届出することが定められており、住所地以外の自治体でも提出することができます。

そのため、犬山市に届出された婚姻届の件数は、犬山市民の婚姻件数とは異なりますが、現在把握している婚姻届の数としては、犬山市に届出された件数と、犬山市に本籍があるなどの理由で、他市町村から送付された件数の合計となります。その合計で過去6年分を申し上げます。

令和元年は735件、令和2年は684件、令和3年は683件、令和4年は635件、令和5年は635件、令和6年は665件となっています。

令和元年と令和6年で比較すると、70件の減となっておりますが、令和2年以降では、年によって増減があるものの、ほぼ横ばい状態となっております。

また、出生数については、当市の住民異動届出された件数として、令和元年は418件、令和2年は435件、令和3年は412件、令和4年は361件、令和5年は376件、令和6年は348件となっています。

令和元年と令和6年で比較すると、70件の減となっており、令和2年以降では徐々に減少している状況となっております。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 玉置幸哉議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございます。前年度と比較すると、そうでもないような気がするんですが、令和元年からの傾向としては、やっぱり70組、そして出生数についても70人ぐらい減少しているのかなと。やっぱりこれ、何か因果関係、件数から見るとやっぱり因果関係もあるのかなというように気はしています。

そういった中で、要旨2つ目です。地域少子化対策重点交付金の活用についてであります。

国はこども家庭庁を設置した令和5年から地方少子化対策重点推進交付金を設けています。愛知県もやっておりますし、県内の市町村でもこういった交付金を活用しながら、独自に婚活イベントやマッチング支援など、地域少子化対策重点交付金を活用した事業が様々な実施をされています。皆さん知ってみえるかどうか分からないですけど、これ見にくいな、やっても読みにくいですね。愛知県がやっているマッチングアプリで「あいマリ」という名前になっています。愛知のマリッジなんで「あいマリ」なんじゃないかな。これが2024年11月、ウェブ上で開設をされております。2025年4月末時点では、登録数が2,000人を超えているという情報がネットのほうでもあります。民間がやっているマッチングアプリよりも、やっぱり県が主導してやっているの信頼性も高く、審査基準も結構厳しいところがあるので、そういったのは市民が活用していくと、本当にいいのになというふうに思っています。

そこで、交付金が設けられて以降、当市でこの交付金の活用があったのか、お尋ねをしたい。

また、今後、人口減少が進んでいく中で、移住定住の側面からも、この交付金を通して積極的に活用すべきではというふうに考えますが、いかがでしょうか。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

地域少子化対策重点推進交付金は、平成27年度に創設された交付金で、こども家庭庁が所管し、地方公共団体が行う事業を対象とした交付金です。

対象は、結婚に対する取組のほか、結婚・妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり、機運醸成、婚姻した世帯を対象に、婚姻に伴う新生活を経済的に支援する施策で、令和7年度は、愛知県のほか、県内32自治体がこの交付金を活用し、婚活イベントや年齢、合計所得の条件を満たす新規に婚姻した世帯を対象とした家賃、引っ越し費用の補助などを実施していますが、犬山市ではこれまでこの交付金を活用した実績はありません。

婚活イベントや新婚世帯への補助など、結婚に対する取組は、それにより、毎年度一定の支出を伴うものとなり、また、犬山市に愛着や魅力を感じて、住むまちとして選択することに直結するものではないと考えます。

したがって、本市が目指している移住定住の施策としての優先順位は低いとの判断から、今後も実施する予定はありません。

しかしながら、国や県の補助金などの積極的な活用は、財政面でも不可欠であるため、子育て分野を中心に、関係各課の既存の事業や、今後計画している事業が、この交付金の対象となる可能性がないか。他自治体の先進事例なども参考に、引き続き活用に向けた研究を続けていきます。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 玉置幸哉議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございます。

原市長が常日頃言っている原市長の考え方の中での移住定住の施策と、少し県がやっているこの事業というのは違うのかなというところはあるんですけども、元はやっぱり先ほど話

したように、やっぱり婚姻数であったり、出生数をどうにかしていかなあかんというのは同じ思いだと思いますので、ここで原市長に再質問として、結婚支援も含めて少子化対策を念頭に置きつつ、人口減少という課題への対応について取り組んでいく必要があるというふうに私は思っておりますが、市長のお考えを再質問でお聞かせいただきたいと思っております。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 玉置議員の再質問にお答えをさせていただきます。

人口減少は犬山市にとっても大きな課題です。同じ認識であります。明治以降の日本は人口が急増し、住宅が足らなければ住宅を建てていました。工場が必要なら、誘致する人口増を前提にした社会施策を重ねてきました。それが今は減っています。日本中でです。ただ、それに逆らうことはできないし、減っていくから駄目じゃなく、その状況でどう対応していくかだと思っています。

それに今後は、犬山市ではさらなる人口減少を想定しています。その上で、持続可能なまちづくりを考え、取り組む必要があります。ご指摘のとおり、令和4年から出生数が400名を下回っている少子化対策も大切です。

出生率の向上は、人口減少を加速させないためであります。ただ、少子化や出生率低下については、短期的に解決するものではありませんし、犬山市だけで抜本的に解決を図ることができない難しい課題でもあります。ですから、犬山市では、婚姻を支援する目的の施策を重点的に取り組むことよりも、これまでどおり「住むまちいぬやま」として、市民がまちに愛着を持ち、みんなが真ん中にある、優しく元気な犬山で、これから犬山に住みたい、ずっと犬山に住み続けたいと、住むまちとして選んでもらうことのできるまちづくりを進めていきたいと考えています。

そのために、子育てを考える上で、安心して子どもを産み育てることができる環境や、犬山で子育てをしたいと思ってもらえる環境、大人も子どもも心地のいい環境づくりなどを進めていきます。子育て支援で少子化につなげていきたいと思っています。

その一端が施設整備で言えば、令和8年4月オープン予定の屋内型キッズスペースです。また、今年度中にひばりヶ丘公園内にキッズスペースを設け、小規模公園の再整備に向けたモデルとなる3公園を整備していきます。

ソフト面で言えば、令和8年度の制定を目指す子どもの権利条例です。この条例から、子どもを一番に考えるまちでありたい、子どもの命を徹底的に守るまちでありたい、子どもたちが健やかに育むまちでありたいという犬山の思いを届けていきたいと思っています。

もちろん、こうした施設も条例もつくるのが目的ではありません。つくっていく過程ももちろん大切です。つくった後についても、つくったものが、大人にも子どもたちにも浸透し、活用され、それが次世代につながっていくことが何より大切なことです。こうした子育て支援によって、長期的な視点で、犬山市ならではの少子化対策としての成果につなげていきたいと考えています。

ただ、ご指摘の地域少子化対策重点推進交付金の活用については、あるものは大いに生か

していくとの考えです。ご指摘の点はすごく重要なことであります。ですから、これから進める事業が交付金の対象になるものであれば、大いに活用していく考えでありますので、よろしく願いをいたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 玉置幸哉議員。

◎10番（玉置幸哉君） 市長、答弁ありがとうございます。認識は全然ずれてなくて、市長のお考えも分かります。「住むまちいぬやま」ということで、いろんな整備をしていくと。ヨシヅヤの屋内キッズスペースもそうですし、公園も3公園、整備をされていくということで、そういった整備をして、子育てする世代に犬山に住んでもらおうというのは十分理解できますし、最後に答弁あったように、あるものは使っていくということは、もう私も本当に同感でありますので、あるからこそ使うんだと、また新しく施策を考えたことがこれにマッチングすれば、どんどん使っていこうという意気込みも感じましたので、私もぜひアンテナを高くしながら、他市町のいろんな情報を集めて、またこの場で提案をしていきたいというふうに思います。

それでは、4件目であります。4件目、学校評価アンケートについてであります。

要旨1、現状の回収率についてであります。

私は羽黒小学校のほうで学校運営協議会、半期に一度開催をされている小弓の会に出席をさせていただいています。そこでは毎回、学校に関する保護者のアンケート結果を基に、様々な議論が進められています。

ただ、そのときに、その回収率ですね、そのアンケートの回収率を聞いたところ、50%程度だったということで、ほかのアンケートもそうなのかなという気はあるんですけども、やっぱり学校に通っている保護者に向けてのアンケートなので、もう少し高くてもいいのかなと受け取っておりますので、市内全体の小学校のことを今回はお聞きしようということで、市内の小学校でも同じような回収率なのか。また、回収率が上がらない要因があるのか、お伺いをしたいと思います。お願いします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

学校運営の改善を目的として毎年実施している学校評価アンケートですが、本年度前期の小学校の回答率を確認すると、最も高い学校は100%、最も低いところは55%程度となっており、小学校全体では62%程度となります。

議員が例示されました羽黒小学校につきましては、令和6年度の回答率をご指摘のとおり50%程度であり、学校運営協議会の場において、議員から改善が必要ではないかのご指摘があったと羽黒小学校より聞き及んでいます。そのため、羽黒小学校では、今年度前期のアンケートを実施するに当たり、従前は実施していなかったリマインドメールを送信することや、PTAの会議など、保護者の集まる場においても、アンケート提出を促す声かけを実施したところ、今年度のアンケートの回答率は78%へと大きく向上しました。

このことから、アンケート回答率の向上には細やかなリマインドや声かけといった小さな

工夫の積み重ねで大きく改善できるものと考えています。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 玉置幸哉議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございます。犬山市全体の話をしていただきました。多分100%というのは、小規模校なんだろうなというような感じは受け取れます。

市内全体で62%程度ということなので、やっぱりちょっと低いのかなというふうには思っております。羽黒小学校で実は今の答弁にもあったように、当日にやっぱり低いんじゃないのって。というのは、学校での出来事は分かるとしても、保護者の方の考え方とか、おうちでどんなふうなんだという様子を聞くには、非常に大切な僕はツールだというふうにして、その中身がどんどん上がってくれば、やっぱり濃度が濃くなってくるので、もうすぐ羽黒小学校は対応していただいて、50%から78%って急激にぐっと上がっているんで、市内の他の小学校でも、こういった取組をしていただければ、もうちょっと様々なことが出てくるのかなというふうには思います。ただ、一方では、まだ約20%程度回収できていないという事実もあります。

そこで、要旨2番目、翻訳についてであります。

9月議会の総務委員会において、昨年度の帳票の確認をしていたところ、学校教育課からの翻訳の依頼が少なかったように記憶をしています。市内の学校で一定の外国籍の児童がいます。今回、学校から出されるアンケートは、日本語表記で多分出されているのではないかなど。外国籍の児童の保護者は何なのか、内容も理解できないので、多分提出をされていないんじゃないのかなというふうに思っています。そのところをまずお聞かせいただきたい。外国籍の児童の保護者の考え方や生活状況を知る、僕は大切なツールだというふうに思っております。当局のお考えをお示しをいただきたいと思っております。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

外国籍の児童生徒が在籍する小中学校では、保護者への配付文書、特に授業参観や学校行事への参加案内、保護者会の案内など保護者の出席を伴うような文章については、語学指導員により、母国語に翻訳して発出するよう配慮をしています。

一方で、ご指摘の学校評価アンケートは、グーグルフォームというインターネット上のアンケート機能を利用して実施しているところですが、必ずしも設問を翻訳した上で実施しているわけではありません。

学校評価アンケートは無記名で実施しているため、外国籍の人の回答率を個別に把握することはできませんが、こうしたインターネットを介したアンケートについては、アンケートを受け取った側のブラウザの機能として、翻訳機能が附属しており、現状では受信した機器で母国語に変換するなど、それぞれが工夫して回答しているものと理解しています。

いずれにしましても、アンケートを実施する上では、高い回答率によって、確度の高い結果を得るべきと考えますので、アンケート実施の際には、翻訳機能の活用を促す記載を加えるなど、引き続き効果的な工夫を加えながら、回答率の向上を図り、よりよい学校運営につ

なげてまいります。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 玉置幸哉議員。

◎10番（玉置幸哉君） 答弁ありがとうございます。

必ずしも外国籍の方が出していないよというのは、僕も正直つかめていませんので、ただ、やっぱりそれぐらいの数なのかな。1割、2割というふうになると、そうなのかなという想像で話はしておりますので、ただ、今、答弁があったように、こちら側から翻訳したものを出すのではなくて、様々な今、機能があるので、そういったところを利用できますよという、そういうような促しをしていきたいというところは理解しました。

ただ、やっぱり僕、重要なところかなと思っていまして、例えば僕らが海外に住んでいたとして、英語表記のものがばあっと流れてきたときに見るかと思うと、見ないと思うんですね。やっぱりそこは母国語で、犬山市のほうで翻訳というのが他部門であるので、そういったやっぱり人材を使っていくのは、僕は市としては重要なんじゃないかなというところを感じますので、こういったブラウザの翻訳機能を使ってくださいよと促すのもそんなんですけども、学校ごとでそれぞれ設問が違うというのも聞いています。なので、なかなか全部の学校のやつを翻訳しろというのは難しいと思うんですけども、一定のここは聞きたいなというようなフォーマットを使って、それを翻訳していただいて、各学校の外国籍の子たちに流すようなことはできるかなとは思っていますので、ぜひ学校運営には、僕は非常に大切なツールだというふうに思っておりますので、きめ細やかな対応をお願いして、私の今議会での一般質問を終わります。ありがとうございます。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 10番 玉置幸哉議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後1時まで休憩いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎副議長（鈴木伸太郎君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時33分 休憩

再 開

午後1時00分 開議

◎副議長（鈴木伸太郎君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

14番 沼 靖子議員。

◎14番（沼 靖子君） 14番、清風会、沼 靖子です。本日は4件の一般質問を、議長のお許しをいただき質問させていただきます。

それでは、順番に質問に参ります。

まず、件名1件目です。学校運営協議会（コミュニティ・スクール）についてです。

まず、こちら1、2、3というふうには要旨を分けたんですが、まず1、2は確認の質問でございます。3の部分に学校運営協議会の位置づけというところを中心に伺っていきたくと思います。

学校運営協議会は、平成29年の法改正で位置づけられて、本市では、令和6年度から全小中学校に設置されたと聞いております。

ここで確認させていただきます。まず、この学校運営協議会の制度の背景、目的、法的の位置づけについて伺います。質問いたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

学校運営協議会は、学校が地域に住む人々と教育目標を共有し、地域とともにある学校づくりを推進するため、保護者や地域住民が協議会の委員として学校運営に参画する仕組みで、学校運営協議会が設置されている学校のことを「コミュニティ・スクール」と呼びます。

この制度は平成29年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によって位置づけられ、全ての公立学校への設置について、教育委員会に対し、努力義務が課せられました。

地域と連携した学校づくり、学校運営を推進していくための制度としては、今、議員が取り上げている学校運営協議会と、もう一つ、地域学校協働本部という2つの柱があります。

大まかにこの2つの役割を説明しますと、学校運営協議会は、校長の作成する学校運営の基本方針の承認や学校運営に関して意見を述べる場であり、地域の声を学校に届けることがその役割となります。一方で、地域学校協働本部は、地域学校協働活動という、地域と学校が目標を共有して行う連携協働型の活動を実行、推進していく場であり、より具体的な活動を行うことを目的としています。

本市においては、これらの制度が始まる以前から、登下校に関わるスクールガード活動や学校行事への人的、物的支援など、保護者をはじめ自治会やコミュニティなど、地域の方々から多大な支援をいただきながら、学校を運営してきました。そのため、まずは既に行われている具体的な活動を継続、発展させていくために、令和5年4月に地域学校協働本部を学校ごとに設置しました。

その後、具体的な活動から得られた意見を学校運営の目標やビジョンに落とし込み、推進していくために、犬山市学校運営協議会規則を令和6年4月に施行し、市内の小中学校に学校運営協議会が設置され、全ての小中学校がコミュニティ・スクールとして位置づけられたという経緯です。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 沼 靖子議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございました。

それでは、②番に移ります。学校運営協議会の各地区ごとではございますが、開催状況、議題内容、委員構成、地域の連携状況など、初年度をまず導入してみたいの確認と課題についてお伺いいたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

本市においては、令和6年4月より全ての小中学校で学校運営協議会を設置し、各学校で開催回数や委員構成を決め、必要な内容を協議しています。

開催回数は年間2から4回が多く、委員は児童生徒の保護者や地域の住民、地域学校協働活動推進委員や学識経験者などで構成されています。

協議内容については、年度初めには、学校経営計画や教育課程の編成に関する事、また、年度終わりには、学校の運営状況等についての学校評価アンケートに関する事など、学校運営全般に関して短期的、長期的な視点で協議を進めていただいています。

地域との具体的な活動の連携については、地域学校協働本部につなぐことにより、運動会や体育祭など学校行事への支援や参画、米づくりや裁縫など、学習活動の支援や図書館活動の支援、草刈りや施設整備の修繕など、多岐にわたる活動を地域学校協働活動として展開しています。

本格的な運用が始まって1年と、まだ期間が短い状況ではありますが、今後とも、学校運営協議会の場で地域の声をいただき、地域に対しても、学校の情報をお伝えし、また、地域学校協働活動を推進することで、地域とともにある学校づくりと、学校を核とした地域づくりの実現に努めてまいります。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 沼 靖子議員。

◎14番（沼 靖子君） ご答弁ありがとうございました。

ここから3番に入ります。要旨です。ここから最も伺いたい点になるんですが、まず、この学校運営協議会というところが、地域の中で、地域の中の学校という位置づけということが今の1、2番で確認ができたんですが、子どもたちを中心に、または保護者を中心に据えた学校づくりを進めていく場としてどう位置づけていくのかという点が、私は伺いたいと思います。

まず、保護者や児童が抱える学校生活上の課題は、本当に多岐にわたっております。例えば、通学の安全であったり、学習の環境であったり、全般生活の困り事であったり、いろんな生活に密着した課題が学校には山積していると思うんですが、この中でも、地域と協働できる解決テーマも多くあるかと思います。

制度としてどれだけ整ったとしても、例えば、困ったときだけ使う場とか、そういうところになっては意味がないと思うので、こういう場をどういった形で位置づけていくのかというところを、まず伺いたいと思います。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

協議会の目的としては、犬山市学校運営協議会規則第2条で、「協議会は、学校運営及び

当該学校運営への必要な支援に関して協議する機関として、犬山市教育委員会及び校長の権限及び責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画並びに保護者及び地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。」となっています。

また、住民の参画の促進のための情報提供として、第7条に、協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとなっております。

学校運営協議会には、学校運営に関する基本的な方針の検討や、学校運営が円滑に進むよう、地域住民等の理解、協力、参画等を促進していくという目的があり、議員が想定される保護者や児童が抱える学校生活上の課題が協議会で取り上げられるかどうかは、その課題の内容を協議会の目的と照らし合わせた上で、協議会において判断されるものと考えます。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 沼 靖子議員。

◎14番（沼 靖子君） ご答弁ありがとうございます。

こちら再質問させていただきます。

今のご答弁、1、2も踏まえての答弁があるんですが、地域と連携して解決できるか課題もあれば、協議会で検討される場合もある。一方で、学校であったり教育委員会が対応すべき課題もあるということでした。その上で伺います。

学校運営協議会を制度としての枠組みだけにとどめず、地域と学校が共有して、子どもの困り事を拾い上げる入り口として積極的に活用していくという方向性は持っておられるのか、そういった入り口はどういうふうに位置づけたいと、地域からの声を受け止める入り口はどう位置づけたいと考えるのか、市の見解を伺います。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） 再質問にお答えします。

これまで述べてきたように、学校運営協議会は、地域と連携した学校運営を通じて、地域に根差した開かれた学校づくり、学校を含んだ地域づくりの在り方について、その地域において検討する場となっています。

学校と地域の連携によって解決されるような課題であれば、学校運営協議会において検討される場合もあるでしょうし、例えば学校内の施設の問題であれば、学校と教育委員会で対応すべき場合もあると考えます。

学校運営協議会は、学校全体としての運営方針を決める場でありますので、その方針に関わる必要な協議であればするべきですが、課題の具体的内容に応じて適切な場において検討、対応することが重要であると考えます。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 沼 靖子議員。

◎14番（沼 靖子君） 今いただいた答弁を踏まえつつ、朝の玉置議員のアンケートの件とも通じるところではあるんですが、学校運営協議会が報告会とか、例えばアンケートの活用

はこうしたほうがいいのか、次につながるステップの場になってもいいのではないかなと、午前中の議論を聞いていて思いました。地域の中で、例えばアンケートの活用であったり、地域の課題であったり、それが子どもや保護者にとってどんないいものになるのかなというところが、制度だけが先行して、形骸化していかないのかなというところも、私の懸念ではございます。引き続き、まだ始まった制度ではあるものの、しっかり注視してまいりたいと思います。

そして、何より犬山市学校運営協議会規則にのっとって、本来の目的どおり機能しているのかというチェックもしながら見守っていき、必要があれば改善を求めていきたいと思います。

それでは、次の質問に参ります。

件名2です。民生委員が安心して活動できる地域包括支援体制について質問いたします。

まず、要旨1です。まず、要旨1の前に、こちら、まず民生委員の皆さん、私、協議体であったり、サロン活動であったり、本当にもう月のスケジュールの3分の1が、その参加で埋まってしまうような、いろんなところに声を掛けていただいて参加をしているんですが、本当に民生委員の皆さんだったり、高齢者あんしん相談センターの皆さん、職員さん、日頃から地域に根差して、地域の小さな変化にもすぐに気づいて、必要に応じてつながりをつくってくださっていること、市長も毎回おっしゃるように、この新しい社会を支える仕組みということで、いつもその言葉を私もそうだなそうだなと思って聞いているんですが、本当にこのまちの大きな強みだなと感じています。

ただ一方で、ある地域であった話なんですけど、民生委員から、もう日々活動する中で、例えば担当の交代、包括のほうの担当の交代であったり、引継ぎの場面とかで戸惑いや不安が生じたという声も届いております。これは地域の関係性がしっかりあるからこそ、そういう反応が出てきたのではないかと私は受け止めています。

それでは、質問に入ります。要旨1です。民生委員の見守り、高齢者見守り体制づくりの市の支援について伺います。

民生委員の見守りの活動について、市としてはどのように把握されているでしょうか。また、活動継続のための支援方針について伺います。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） ご質問にお答えをいたします。

当市では民生委員本人や高齢者あんしん相談センターなど、関係機関からの随時の相談、報告などで民生委員の見守りの活動の内容というのを把握させていただいております。

民生委員の活動に対する市の支援ですが、まずはその負担が過度なものとならないように、その役割というのを明確にするために、地域の見守り、議員おっしゃったとおりです、見守りと、市であったり、あんしん相談センターであったりと、そういったところ、関係機関へのつなぎを担っていただくということをお願いをさせていただいているところです。

とはいえ、民生委員、地域に一番お近くにいらっしゃるものですから、民生委員に寄せら

れる地域からの声というのは多種多様であります。民生委員の責任感であったり使命感であったり、強い方が多いものですから、どうしても頼られると、ご自身で何とかしてしまおうという方も見受けられますので、そういったことがやはり過度な負担につながっていきますので、我々といたしましては、民生委員の役員の集まりであったり、地域の定期的な集まりであったり、そういった場合に、市の職員が参加をして、困り事であったり問題がないかということを確認するなど、積極的なサポートということを心がけております。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 沼 靖子議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。まず、その支援についてもサポートしていただいているということが理解できました。

要旨2です。地域包括支援センターとの連携強化というところです。

まず、先ほど申し上げたように、時々起こるかもしれない、どこの地域でも起こるかもしれない事態というときに対して、民生委員と高齢者あんしんセンターの連携体制というものが、安心して民生委員が相談できるような連携を強化していく、本当に人間が関わるものだから、これはどこでどんな事態が起こるかも分からない、先ほどある地域と申しましたように、突然、担当がいなくなっちゃったり、突然相談するところがちょっと見失ってしまったり、そういうことがあると、つながるものもつながらなくなってしまうと私は懸念しております。なので、民生委員が安心して相談できるような連携強化というところに向けた改善策はあるか伺います。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） ご質問にお答えをいたします。

まず初めに、民生委員の大きな役割というのが地域の見守りであったり、先ほど申しあげましたように、市やあんしん相談センターへのつなぎという点からすれば、民生委員と高齢者あんしん相談センターの間に、日常的に必要な連携というものを確保できているというふうに考えております。

とはいえ、あんしん相談センターでは、例えば令和6年度の実績を申し上げますと、年間で1万4,000件を超えるような高齢者の方々の相談支援というのを行っておりますので、虐待対応のような緊急時であったりだとか、単なる福祉サービスの利用の相談といった簡易な支援の際は、必ずしも民生委員とセンターとの間で連携が確保できるということはないかということもあろうかと思えます。

また、あんしん相談センターで同時期に困難ケースが集中したとき、そういった場合であったり、議員も先ほどおっしゃられた、センターの職員の異動というのが随時あるんですが、そういった場合には一時的に連携が弱くなるということもあろうかと思えますけれども、そういった場合においても、市がセンターのバックアップを行うことで、少なくとも市民の皆様方には、必要な支援というものが行き届くように努めているところであります。

なお、当市では、令和6年度から高齢者あんしん相談センターの体制強化というのを進めておりまして、議員ご指摘の連携の強化の点、そこら辺も含めて、複雑化、複合化する諸問

題、対応できる体制の整備というものを目指しております。

今後も引き続き、地域の高齢者を見守り、支えるためには、市と高齢者あんしん相談センターだけではなく、地域に根差した民生委員のお力というものが不可欠になってまいりますので、引き続き連携体制の強化というものを進めていきたいというふうに考えております。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 沼 靖子議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。バックアップの体制ということで、そこが大きく評価されていく、どんどん改善されていくということで、多岐に問題もわたっていきます。やはり協議体に出ているにしても、本当にささいなことから、うちにもこういう案件があった、うちにもこういうことがあったというふうに、いろんな声が上がっていく。その地域の課題解決のための場というのが協議体ということで、それぞれの地区にあるわけなんですけど、そこだけにしないという体制は私も必要だと思っておりますので、その体制をこれからも続けていっていただきたいなと思います。

では、要旨の3です。市の情報共有、引き継ぎ体制について伺います。

先ほども聞いていて、サービスの質に問題があるということではないものの、センターの職員の皆さんの急な交代であったり、民生委員が不安を感じる場面があると、先ほどからも申し上げておりますが、まずここで伺います。現状のセンターの職員の引継ぎはどのように行われているのか。

あと職員の交代時の引継ぎの内容であったり、地域への周知であったり、情報共有として、市としてどのように考えているのか。

もう一つ、地域を不安にさせないための情報共有、引継ぎの改善策について伺います。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） ご質問にお答えいたします。

高齢者あんしん相談センターの職員が交代する際の引継ぎに関しましては、例えば受託法人の変更、犬山北地区であったんですが、こういった影響が大きいというふうに判断される場合には、市が直接、その内容であったり、進捗であったり、確認をさせていただきながら、必要に応じた指導であったり監督というものを行っております。

一方、受託法人、委託をさせていただいているんですが、法人の中での人事異動等々の場合は、契約の仕様に沿って事業を遂行していただければよいと考えておりますので、替わったよということの市への報告というのは求めておりますが、詳細な内容というところまでは確認をいたしておりません。

今般、ご質問いただきましたので、それぞれの法人の引継ぎの方法というのを確認させていただきましたが、内容としては基本的な業務内容、あるいはスケジュール、またまた高齢者あんしん相談センターという性格上、ケースワークにおける継続案件であったり懸案事項の説明など、おおむね市の職員の引継ぎに近い内容により行われていたんですが、一部の法人では新旧当事者のみでの引継ぎとなっておりまして、責任者であったり、上司であったり、いわゆる立会いがないようなケースというものも見受けられました。

先ほど申し上げましたとおり、センターと民生委員との連携は、日常的には確保できているというふうに考えておりますが、議員が先ほどおっしゃられたような状況というのも起こり得るというふうに考えておりますので、今後さらなる連携の強化のために、現状の課題というものを改めて洗い出しをして、必要な対策というものを講じてまいりたいというふうに思います。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 沼 靖子議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。今のご答弁によって引継ぎが異なる、引継ぎ方法が異なったり、いろんな多々なるケースがあるということも、市としても現状の課題を認識されている。この後、洗い出しを含めて、その民生委員が迷わずに相談できる体制を共有していただけるということで方法を伺えました。本当に取組を進めていただきたいと思います。

再質問します。

センターの職員が不在であったり、民生委員が相談できない場合、そのための代替ルートは確保されているのか伺います。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） それでは、再質問にお答えをいたします。

高齢者あんしん相談センターへの連絡体制は、委託契約の中で電話等により、24時間365日ということになりますが、対応可能な体制を確保することというふうにさせていただいております。

ですから、事務所に職員が不在の場合であったとしても、センターにかけられた電話というものは、それぞれの職員の携帯電話であったり、それぞれの法人、例えば老人ホームであったりだとか、そういうところの別の電話に転送されて、緊急の通報といったものを逃さないような体制が確保できています。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 沼 靖子議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。センター、民生委員、これまで以上にスムーズにつながることを期待しております。

本当に地域に出ていると、たくさんの民生委員にお会いする機会が私も増えまして、羽黒、池野地区以外であったり、ほかの地区であったり、1層協議体、2層協議体、そこでのみんなでの知恵を出し合って、どういうまちづくりをしていこうか、どういうふうに見守り活動していこうかと、そういう知恵を出し合う会にも、私は本当に僭越ながら参加させてもらって、いろんな意見を聞いているんですが、そこでの本当に皆さん、向き合い方が、熱量がとてもこもっていて、本当にそこで途切れさせてはいけないなというのが、私がそこにいて思ったことであります。

なので、今、答弁で幾つか代替ルートであったり引継ぎ体制であったり質問させていただきましたが、それが全てすぐに行くとは、私もまだそこまですぐには求めていくことではないと思いますので、順番に検証も含めながら、スムーズにつながることを期待しております。

よろしくお願いいたします。

続きまして、3件目です。支援を必要とする子どもの体制づくりについてです。

昨今、いろんなニュースであったり、新聞であったり、支援を必要とする子どもということで、確実に増えているというふうに感じております。午前中の玉置議員の質問にもあったように、やはり放課後等デイサービスに行くだとか、療育が必要だよという方が増えていているんだなというものも、私も体感しているところであります。

ここではいつも小学生の支援というところが、私は大きく聞くことがあるんですが、今回は園のほうで、保育園だったり未来園だったり、そちらのほうでもどういった現状でどういう体制づくりをしているかということ踏まえて、お聞きしたいと思います。

現場の保育士から、毎年、加配を必要とするお子さんが確実に増えているんだよねという声を伺っております。こうした現状を踏まえて、次の点を伺います。

まず、件名3の要旨1です。本市の加配保育士の配置基準について、また、在籍児童数に対する加配児童の割合であったり、加配保育士数の現状について伺います。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 兼松君登壇〕

◎子ども・子育て監（兼松光春君） それでは、ご質問にお答えします。

本市の加配保育士の配置基準は、支援を要する子ども2人に対して保育士1人としていますが、子どもの状況によっては、1対1の配置になることもあります。令和5年度から令和7年度における支援を要する園児数及び加配の保育士数につきましては、令和5年が3歳から5歳の在園児数735人に対し、支援を要する園児が45人、割合にして6.1%で、加配保育士が26人です。令和6年度が743人に対し、園児が52人、割合は7%で、加配保育士が29人、令和7年度が730人に対し、園児が69人で、割合は9.5%で、加配保育士が39人となっており、年々加配保育士の配置、割合ともに増えている状況となっております。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 沼 靖子議員。

◎14番（沼 靖子君） 5年、6年、7年の加配の状況が分かりました。やはり、朝の答弁とつながりますが、年々増えている。年々、保育士の数もやはり必要になっているということが分かりました。

再質問いたします。

昨今、保育士不足ということで、こちらも課題になっておる中ですが、加配に必要な保育士はどのように確保されているのか伺います。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 兼松君登壇〕

◎子ども・子育て監（兼松光春君） 再質問にお答えします。

支援を要する園児も年々増加しており、これらのニーズに対応していくためには、保育士の確保が課題となっております。子ども未来園での加配に対する配置につきましては、正規保育士がクラス担任業務を担当することが多いことから、どうしても加配保育士は会計年度

任用職員が担うことが多くなっております。このため保育士確保の取組として、会計年度任用職員については、ハローワークや、市広報、愛知県福祉人材センターでの募集に加え、よりタイムリーに求人情報が届くよう、市の公式LINEやホームページへ掲載することなどを行っております。

一方で、正規保育士についても、大学で開催される就職セミナーへ積極的に参加し、芝生の園庭など、犬山の園をアピールしたり、採用試験を他市町より早い時期に実施したりするなど、犬山市を選んでいただくよう、保育士の確保に努めております。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 沼 靖子議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。本当に加配の先生たちは、会計年度任用職員を頼らざるを得ない状況だということも、人材確保として、とても助かっている方々だということが分かりました。ただ、やはり人材確保については、一筋縄にはいかないというか、大きな課題であることも一緒に理解ができました。

発達に課題のあるお子さんというのは、今日の支援が明日の支援につながる、明日の支援が次の支援につながるということで、支援の継続性というのがとても重要になってきて、先生方の余裕を持った子どもと向き合える環境というものも、結果としてお子さんと保護者さんの安心にもつながるのではないかと考えてはおります。どうか今後も安定した加配の確保と必要な支援が漏れなく届くように、引き続きお願いしたいと思います。

そして、件名3の2番です。発達支援・療育・福祉との連携について伺います。

こちら市内の子ども未来園であったり保育所の保護者の方から、小学校に上がるときには園での様子がどのくらい伝わっているんですかということでお声をいただきました。特に発達に支援が必要な場合ですと、幼児期の情報がどれだけ丁寧に引き継がれるかというのも親としてはとても気になるころではあります。こうした背景から、次の質問を伺いたいと思います。

それでは、まず質問です。就学支援・療育・福祉の連携が、園にとっても必要であると思うが、園と小学校の間ではどういった連携や情報共有が行われているのか伺います。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 兼松君登壇〕

◎子ども・子育て監（兼松光春君） ご質問にお答えします。

園と小学校の連携事業として、子ども未来センターがコーディネートをし、1年生の情報交換会、幼保小担任連絡会、就学児の情報交換会、就学に関わる園訪問の4事業を実施しております。

1年生の情報交換会では、園の職員が1年生の授業を参観し、子どもの育ちや教育内容について、1年生の担任と園の職員が話し合い、情報交換を行っております。

幼保小担任連絡会につきましては、毎年、秋に実施をし、幼稚園、保育園、小学校、児童センターの職員が小学校区ごとに集まり、テーマを決めて話し合うことで、幼児教育と学校教育についてお互いに理解を深め合う機会となっております。

就学時の情報交換会、就学に関わる園訪問では、小学校の先生が園を訪問し、子どもたち

の様子を見たり、情報交換をしたりしています。これらの事業以外でも、園と小学校間では随時連絡を取り合い、子どもたちの育ちがスムーズにつながるよう、常に連携を図っているところです。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 沼 靖子議員。

◎14番（沼 靖子君） ご答弁ありがとうございました。情報交換や学校の訪問が行われているということが分かりました。私、小学校1年生の子のところに園の先生が訪問しているときに、たまたま学校で何かのボランティアで入っていたときがあったんですが、そのときに本当に1年生が春ぐらいですね、5月だったかなと思うんです。卒園してから、「わあ先生だ」なんて、小学生なんでそんな少しだけちょっと背伸びをした、ついこの間まで園児だった子どもたちが、「保育園の先生だ」なんて、本当に喜んで安心したような表情をしていたことをすごく思い出します。

そういった取組は、本当に就学後の子どもたちの不安も和らげる園訪問の取組だと思いますので、これは本当に続けていってほしいなと思います。

ある保護者の方がおっしゃっていました。今、新しい制度というのが、保育に関して出てきています。今回、最終日に取り上げられる誰でも通園制度であったり、今回の請願にも取り上げられる育休退園についても、いろんな制度が保育について、今出てきております。ただ、新しい制度も本当にありがたいことだとは思いますが、発達と支援と、そういう、それにずっと悩んでる我が家は、今困っていることも、今日も明日も続く日常も、その中の不安の中にいるんだよということを教えてくださいました。

また別の保育士ももちろん話題として、制度のことを知っておられました。しかし、やっぱり今ある課題にも光が当てられ続けなければいけないよねという声も伺ってきました。本当に子どもたちのことを思っただけの制度改革にある議論だとは思いますが、現実と制度と、このことも一緒に並行して丁寧に見ていかなければいけないなど、私自身現場の方の声、保護者の皆さんの声を聞いて感じたものでございます。

今後も引き続き、園での育ちがスムーズに橋渡しされるように反映しながら、さらに連携を深めていただけることをお願いしたいと思います。

それでは、件名3の③番、5歳児健診の進捗状況及び母子支援の強化について伺います。

こちらは私、昨年、5歳児健診について質問いたしました。5歳児健診の導入について、今、どのぐらいの進捗状況であったり検討状況、準備状況であるか。先ほどは園について質問したんですが、園ではなく、ちょっと広く、もう少し年代層を広げて、年代層を下に広げて、保健センターのほうでは、現在、乳幼児の発達に関してどのような事業を行っているかを伺います。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） ご質問にお答えいたします。

まず、お尋ねの5歳児健診につきましては、当市では令和9年度からの実施を目指しております。この取組は、医師による発達の遅れの早期発見と、こういった狙いもありますが、

むしろそこで明らかとなった、配慮が必要な親子に対するフォローアップ、サポートこそが重要ですので、保育園、幼稚園、学校、福祉部門などとの連携の在り方についての検討ということも必要となってまいります。

現在、健診に携わる医師の確保と、健診後の支援の内容や体制などについて、先行して実施している他の団体からの聞き取りを行いながら、尾北医師会、江南市、大口町、扶桑町との検討を進めているところであります。

次に、保健センターで実施している乳幼児の発達に関する事業ということですが、1歳6か月と3歳の健診の折に、言語発達の遅れであったり、社会性の課題などを熟知した心理相談員というものを配置をして、子どもの発育と発達に関する相談に応じているほか、これらの健診により課題や不安を持たれた方に対しては、集団での遊びを通して、子どもの成長を促す接し方を学ぶ親子教室というものを実施をいたしております。

また、必要に応じて電話や訪問などによる継続的なサポートであったり、課題を抱える子どもが通う保育園などとの連携、様々な福祉サービスへのつなぎなど、状況に合わせ、親子に寄り添った支援を行っております。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 沼 靖子議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。いろいろ多岐にわたって相談事業をしていただいているということが分かりました。私、広報の子育てページを、子育て半分、終わりにかけに近づいてきているんですが、見るんですね。そのときに子ども広場とか、こういう何歳児対象で絵本読み聞かせ教室とか、いろんなコンテンツとか、メニューが用意されていて、時々そういうところも意識しながら市内を回っているんです。それで、よく小っちゃいお子さんを連れのお母様、お父様がいらっしゃる場所にちらっと遭遇したときにも、本当にそこにいる保育士の方であったり、そこを見守ってくださるセンターの方たちと、たわいもない会話をして、成長を一緒に喜んでくれる、そういう姿を見かけます。私もそういうときあったななんて思いながら拝見しているんですが、そういった方が、そういう場所に出かけられる方は、本当に助かることも多いし、助言もいただいて、こうしてみよう、明日も頑張ってみようというふうに思われる方がいるんですが、やはりちょっと私の子どもはほかの子と違うかなとか、そういうふうに、どうしても子ども同士と一緒に遊ぶと比べてしまうという保護者の心理面などもよく聞きます。そういったときに、まずどこに相談したらいいんだろうか分からない。あと相談するときちょっとハードルがあるんだよねといった声も聞いてまいりました。

そこで、再質問いたします。

5歳児健診を今、準備段階ということですが、そちらが始まるに合わせて、相談しやすい環境も整えていってはどうかということについて伺います。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） それでは、再質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、子育てに関する相談というのは様々ですので、どこに相談すればい

いのかというふうに迷われたり、あるいはそもそも他人に相談するということをためらう方もあろうかと思えます。ですので、まず相談窓口に迷われる方、こういった方に対しては、保健センターにお声がけをいただければというふうに思っております。保健センターでは、一人一人に寄り添ってお子様の健やかな成長であったり、親御さんの心理的な安心感にもつながるよう、他の専門機関とも連携しながら、先ほど申し上げたとおり、親子への支援というのを行っております。

一方で、他人への相談をためられる方への支援というのは非常に難しい問題だというふうに思っております。ですから、保健センターでは、妊婦や乳児のいる家庭への全戸訪問をはじめ、様々な機会の子育て世帯との接点を持っております。こういった機会にしっかりと信頼関係を築いて、これまで以上に市民の皆様から頼っていただける保健センターと、そういった姿にしていかなければならないというふうに思っておりますし、先ほど申し上げた5歳児健診もその一助とするために、引き続き精力的に検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 沼 靖子議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。5歳児健診だけではなくて、それもきっかけづくりの一つですが、今度4月にオープンするキッズスペース、そこにも相談できる場所があるということで、相談する場所がたくさんあるということはいいことだと思います。ただ、それがつなぐ場所、つながれる場所というところも、次なる課題かと私は思いますので、そういう体制づくりも今後一緒に私も調査研究しながら考えていきたいと思っております。

それでは、4番目、件名いきます。公共交通の新たな視点について伺いたいと思っております。

まず、件名4番、①のクロスセクター効果について伺います。

午前中の小川議員からのパスですので、しっかり質問したいと思っております。私、今回、総務委員会に所属しております、10月の総務委員会の視察で、東京都武蔵野市のほうに行っていました。そちらでは最初、おばあさまからの一通のお手紙、私は移動手段がありませんというふうに、それを受け取った市のトップの方が、そのおばあさんの手紙を酌んで、公共交通が始まったという、そういうストーリーから武蔵野市では聞いてきたということです。

まず、そこで、新しい視点だなと思ったことがありました。それが今、一番に書いてあるクロスセクター効果です。このクロスセクター効果というものが何なのかということをおっしゃっていただければと思います。

まず、クロスセクター効果というものは、例えば、バスに乗れることで外出が増える。そうすることで歩く機会が増える、歩く機会が増えて、健康増進につながり、医療費が減っていくということで、1つずつのセクターがクロスして、それが効果を成していくということで、それをクロスセクター効果と呼ぶそうです。買物や通院がしやすくなったり、あと、介護の負担が軽くなるご家庭も、家族のほうにも波及していくものです。地域に出かけやすくなることで、孤立の防止というところにもつながります。

とにかく公共交通を、移動だけではなくて、医療であったり、福祉であったり、介護、買物、地域の活性などを全体の上に乗っかる基盤として捉えているというところを学んできま

した。

このようにバスという交通が地域づくりのいろいろな分野に影響を与えるということを、国ではクロスセクター効果と呼ぶそうです。特に、移動支援が健康長寿の維持というのは、もう本当に高齢化社会にすごく匹敵するような視点だなと、本当に可能性が高いんじゃないかという点に非常に感銘を受けて帰ってきました。

本当に犬山市としても、この前、全員協議会で説明がありましたが、今後の公共交通を検討する際に、単に運行の収支だけではなく、医療費であったり、福祉、介護、多分野における効果、そのクロスセクター効果を指標として位置づけるとどうだろうかと考えたものがあります。

それでは、1番のクロスセクター効果について伺います。

現時点でクロスセクター効果の検証はどこまで行われているのか、また、今後の地域公共交通計画の中に、この視点をどのように反映されるのか伺います。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

現時点ではわん丸バスにおいて、クロスセクター効果の検証や、地域公共交通計画への位置づけは行っておりません。

しかし、クロスセクター効果の可視化に関して、国土交通省からガイドラインが示されており、地域公共交通計画への設定が推奨されています。

当市の計画では、現在、確認指標として、公共交通の利用者数、不満度、そしてわん丸バスの費用負担を挙げています。次期計画変更の際には、医療や福祉など、様々な分野に与える効果も含め、クロスセクター効果に係る指標を計画に位置づけすることを検討していきます。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 沼 靖子議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。市としても、幅広い効果を結びつけて捉えていただけるということを期待しております。

2番です。公共交通の新たな視点の一つとして、これも武蔵野市から得た視点です。高齢者以外を対象とした取組についてです。

ちなみに武蔵野市の公共交通はムーバスとって、武蔵野市のムからね、ムーブメントのムであったり、そういうバスということです。

そのムーバスの使用者、利用者が、女性や子どもが使いやすいという視点も持ってデザインされておったり、あと子どもが1人で自力で行動範囲を広げられるという点がとても印象的でした。

犬山市でもわん丸君バスにおいて、長期休暇中に小中学生へ無料乗車券が配布されてあったりとか、そういう取組があります。ただ、やはり実際には若い世代の利用がまだまだ十分ではないのではないかなとは感じております。そこで伺います。

わん丸君バスの利用者は高齢者が中心となっておりますが、若い世代が

ふだんから公共交通を利用できるようにするための取組というものは、どのように考えておられるか、進めておられるかについてお尋ねします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

若い世代への働きかけとして、先ほど沼議員がおっしゃいました、小中学生に対し、わん丸君バスの乗り方を知ってもらい、親しみを深めてもらうため、夏休み、冬休み、春休みの長期休暇の際に無料乗車券を配布しています。

また、夏休み期間に、児童生徒からわん丸君バスの公共交通に関する絵画を募集し、作品展を実施することで、わん丸君バスを知ってもらうきっかけをつくっています。ほかにも、10月に開催される産業振興祭では、実際のバスを展示し、車内を見学してもらう取組も行っています。

これらの事業は、地域公共交通計画の実施事業に位置づけられている公共交通への愛着の向上の取組の一環として推進しているところです。今後も様々な観点から、利用促進につながる取組を実施していきます。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 沼 靖子議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。様々な取組を実施しているということは理解いたしました。ただ、やはり印象としては、イベント的な接点というふうに、そういった感じも受けます、そういった印象も受けます。

最後に、市長へ再質問させていただきます。

1番、2番と新たな視点ということで、私、この場でお伝えさせていただきました。

ただ、これからの公共交通、次の世代がどのようなまちを残すのかという観点も必要だなと感じています。午前中の市長の答弁でもありました、住むまちいぬやま、そのまちを維持していくためにも、現実として次の世代が残すバス、使ってくれる公共交通という、それがバスなのかどうかはちょっと置いといて、残してくれる公共交通というところを見ていかなければいけないのではないかなと思います。

ただ選択肢として消えてしまうのではないかという危機感を、市民の皆さんも持っておられる方もいらっしゃいました。なので、次世代に残る仕組みというためには、今ある制度の延長線だけではなく、必要に応じてですが、これ大きな視点で見直すということも欠かせないかなと思います。例えばマイナーチェンジを続けるのか、フルモデルチェンジをするのかということにもなってくるかと思うんですが、こうした背景を踏まえて、今の市民のニーズだったり、スピード感であったり、未来の住むまちいぬやまであったり、そのスピード感も必要と考えます。大きな視点で見直す可能性について、お考えをお伺いしたいと思います。質問します。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 沼議員の再質問にお答えいたします。

もう公共交通は犬山にとって、市民の皆さんにとってなくてはならないものです。様々なお出かけで人と地域、そして生活を結ぶものだからであります。その公共交通の機能分類で、今お話が出ていました、わん丸君バスはこれ何かというと、生活交流路線と位置づけています。地域公共交通計画で、令和10年度までを計画期間としています。

ですから、今は市民皆さんの生活をサポートするお出かけの足として、わん丸君バスを基本とする考えであります。しかし、人件費や燃料費の高騰、全国的な運転手不足、市民ニーズの多様化が進んでいる状況から、将来にわたったわん丸君バスだけで生活交流路線をカバーできる保証はありません。だから、議会にご理解をいただき、これまで新たに公共交通の手段になれるかどうかの調査と研究のために、公共ライドシェアを運行をしています。

それに沼議員がご指摘いただいたとおり、わん丸君バスのさらなる減便や廃線によって、フルモデルチェンジを余儀なくされるととき、困ることがないように、今から代替手段を検討していく必要があると思っています。

なぜなら、公共交通であるわん丸君バスは、人口の減少や高齢化などの社会情勢の変化に対応し、より利便性が高く、持続可能で、市民皆さんの多様なニーズにきめ細かく応えることが求められているからであります。ですから、社会情勢の変化を的確に捉え、市民皆さんの生活に適したこれからの移動手段を考えるためにも、バス以外の取組の検証や将来に向けた投資は必要です。

その考えから、全員協議会で説明をさせていただいたとおり、公共ライドシェアを継続させていただいて、新たな取組で移動手段に適するかどうかの検証をしていきたいと考えています。これは将来の公共交通の形を探るものであります。犬山独自でデザインする公共交通を考えていくためです。

そして、犬山の特性と地域の事情に見合った公共交通の在り方に取り組んでいくためのものであります。今後も持続可能な公共交通手段の確立のため、新たな技術や手法を模索しながら、地域の実情に見合った交通施策を進めてまいります。

また、要旨1でご質問をいただいたクロスセクター効果を踏まえた指標を計画に位置づけることもしっかり考えてまいります。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 沼 靖子議員。

◎14番（沼 靖子君） 市長、ありがとうございます。私たちはまだ総務委員会で、まだ3か月半あります。まだ見に行きたい自治体もあります。いろいろなものを多面的に、多角的に見ようというのが、今回の総務委員会のテーマです。そちらも私たち調査研究した上で、また、年度末、提示できるように頑張っていきたいと思っておりますので、今回は以上で私の一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございます。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 14番 沼 靖子議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午後2時5分まで休憩いたします。

午後1時56分 休憩

再 開
午後 2 時 05 分 開議

◎副議長（鈴木伸太郎君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

議員各位に申し上げます。3 番 増田修治議員から一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

3 番 増田修治議員。

◎3 番（増田修治君） 3 番、創犬会、増田修治です。議長のお許しをいただきましたので、事前に通告をさせていただきました 2 件について、一般質問を始めさせていただきます。

まず、件名 1 です。擁壁の安全について。

今年の 9 月に、東京都杉並区にて擁壁の倒壊事故が発生をいたしました。この事故では幸いなことにけが人等は発生をしましませんでした。擁壁のある敷地の木造 2 階建て住宅も同時に崩壊し、向かいのマンションにまで瓦礫や土砂が流れ込むような事態となりました。

この物件については、所有者に対する指導を継続的にしていたようですが、特に高低差のある擁壁工事については、補償費用ややり替え工事等も莫大に係ることもあり、なかなか補強工事等の実施に至るのは困難であり、このような事態となりました。

こうした事故は、全国至るところで起きており、数年前には大阪市の西成区で大規模な面崩壊事故も発生いたしました。また、耐震基準を満たしていないような既存不適格の擁壁などは全国 200 万か所以上あるとも言われております。こうした事故は当市においても人ごとではなく、過去造られてきたものでも、適法に頑丈に造られているような擁壁や土留めは、長期間安心して使用することもできますけれども、高度経済成長期などに開発された 50 年ほど経過したような宅地造成地の擁壁や、カルバートの車庫、土留めについては、老朽化も進み、強固な造りでないこともあります。

当市においても、当時山を切り開いて宅地造成されたような土地であれば、老朽化した擁壁、危険性のあるような擁壁があることもあり得、擁壁を安全に保つことは、まちの安全、市民の安全のためにも、重要な視点であると考えます。

そこで、まずは要旨 1、現状についてです。

民地といえど、先日の杉並区のような事件も発生したり、過去にも全国至るところで擁壁の崩落などを起因とした事故が発生しております。最悪な場合、大きな事故などへの発生も懸念をされます。

ブロックの倒壊についての危険性は認知されており、当市もブロック塀撤去の補助を設けたりして進めております。ですが、危険な擁壁をいざやり替えとなると、補強ややり替えのコストはかなり大きく、数百万円、数千万円となることも予測をされます。

また、国としても、熱海市の大規模崩落事故を起因として、宅地造成等規制法が改正をされ、宅地造成及び特定盛土等規制法が令和 5 年度より施行され、こうした宅地造成や特定盛土について厳しく強化をされております。

そこでお問い合わせいたします。市としては、こうした社会課題や規制強化について、どのように考えているのか当局の見解をお伺いいたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

議員ご質問のとおり、いわゆる盛土規制法は、熱海市の土砂崩落を契機に、規制の対象となっていなかった盛土などの造成行為について、一定規模以上のものを許可制とするため、令和4年に定められたものです。

法律の制定後、愛知県は各市町の協議により、令和7年5月に宅地造成等工事規制区域の指定を行い、本市は、市全域が同区域に指定をされました。また、市内には中山間地や造成団地が多く、造成行為を直接指導できることを考えて、許認可について県から権限移譲を受けました。これにより、5月以降に申請された物件は、建築物を伴うものが8件と、建築物を伴わないものが5件の合わせて13件が提出されています。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 増田修治議員。

◎3番（増田修治君） 答弁ありがとうございます。

国もその危険性から様々な規制や法整備を進めております。そして、こうした造成や盛土を起因とした被害は、想定以上に甚大になる可能性もあります。また、こうした事故が起き、被害が拡大したりとかすると、土地工作物責任として、所有者本人への賠償などもあり、所有者にも多額な損害が発生する可能性もあります。

先ほど事例として挙げさせていただきました西成区の崩落事故では、崩落後に市議会でも、議題として挙げられており、結局、市が土地を引き取る代わりに、工事費は市が持つといったようなことがありました。こうした事例は当市も噴出する可能性もありますので、対応策なども検討していくことは重要であると考えております。

そこで、続いて、要旨2、擁壁チェックシートについてです。

先ほど言いましたとおり、高度経済成長期に造成された擁壁は50年以上経過しているものも多く、また2段擁壁であったり、根入れが浅かったり、厚みが不足していたり、また水抜き穴が適正に起動していなかったりと、そしてひび割れを起こしていたりとか、そういったこともあると思います。

また、一般的にはコンクリートの寿命も50年程度と言われており、今後はさらにこうした当時、宅地造成した際に造られた擁壁が、大きな行政課題、また所有者の課題になることと思います。

そして、擁壁の崩落は広範囲に被害を拡大する可能性もあります。年数のたった擁壁の上に建てる住宅は、一定の距離を離したりすれば、既存擁壁を残して建てることもあり、住宅は新しくなったとしても、擁壁は古い状態ということもあり得ます。

また、擁壁をやり替えなければ建てられないような土地も数多くあり、やり替えには先ほど言ったとおり、多額な費用がかかることから、なかなか難しい課題であるとは思いますが、

ですが、前々から言っていますとおり、今後大相続時代となるに当たって、こうした土地を引き継ぐ方も多くなるでしょうし、遠方に住んでいたりとかすると、空き家になったり、危険であっても放置になったりとすることも想定がされます。

そこで、地震などを経験している行政では、国土交通省が出している擁壁チェックシートを頒布したり、ホームページや広報紙などで住民に広報をしたりとかして、まずは自分の持っている擁壁への関心を抱いてもらえるような体制を敷いております。

杉並区も同様に、事故後に新しくチラシを作成し、擁壁のチェックを所有者にさせていただくよう推進をしております。これは添付のほうで付けさせていただきました。

そこでお伺いをいたします。

先ほど述べましたとおり、擁壁についてはそこに住む人もですが、近隣住民も含めて、現状の状態に関心を抱いていただくことで、相談なども増加するのではないかと思います。

そこで、こうした国土交通省の出している擁壁チェックシートをうまく活用し、本市としても広く周知を行ってはどうかと考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） 質問にお答えします。

議員ご質問のとおり、高度経済成長期を契機に、宅地造成による擁壁が多く設置されましたが、現在ではその老朽化が危惧されており、先ほど議員もご案内のとおり、国土交通省としても、チェックシート案を例示するなどの取組を行っています。

住宅の敷地内にある擁壁は個人資産であることから、まずは所有者が適正に管理する責務があります。そのため、所有者の方々自らが外観の変化などについて常に意識を持っていただくことが基本と考えますので、耐震の取組などと併せて、相談やチェックシートの周知を行っていきます。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 増田修治議員。

◎3番（増田修治君） 答弁ありがとうございます。ぜひとも今後、相続の問題がもっと表面化してくる前に、こうした現状を多くの方に認知してもらい、その土地を今後どうするのか、そして補強するなら補強、撤去するなら撤去を検討してもらえるような土壌をつくっていかねばと思います。

撤去にしる、補強にしる、莫大な費用が必要となってまいります。また、既存不適格擁壁を持つような土地は、売却も難しくなったりします。個々人においても、その土地を今後どうするのかあらかじめ知っておくことで、土地の行方が見えてくると思いますので、こうした部分の推進をしていただけますよう、何とぞよろしく願いいたします。

それでは、続いて要旨3です。今後の進め方についてです。

先ほどから挙げさせていただいている擁壁のチェックですが、なかなか土地を所有している素人だけでは判断も難しいところもあると思います。こうしたチェックを住宅の耐震調査のようにできる体制があると、よりこうした既存不適格擁壁、危険擁壁の認知が上がってくるのではないかなと考えます。

また、崩落事故が起きた東京では、行政において緊急安全点検を実施し、ほかにも危険擁壁を発見したといった報道もありました。本市ももしかしたら危険擁壁もあるかもしれないので、できれば全域チェックできることが理想ではありますが、こうした先ほどのチェック

シートなどを用いてチェック体制をつくっておくことは大事じゃないかなと考えます。

また一つ事例となりますが、添付けさせていただきました仙台市では、専門家派遣制度がありまして、擁壁の不具合チェックの推進を行っております。こうした制度を活用できるようにしておくことは、土地の売買時、また建築リフォーム時、相続相談時などにも目に触れられ、利活用が図られることかと思えます。

また、例えば当事者だけでなく、例えば擁壁の裏側にあるような宅地で建て替えなどがあった際は、擁壁をチェックや修繕する機会でもあるので、こういったとき、こういった場合でも、活用できるのではないかなと思えます。

そこでお伺いたします。

擁壁のチェック体制を整え、耐震診断のように建築士や土木専門家などにつなげる体制があることは、住民の安心にもつながると思えます。国や県、ほかの行政の動きなどもあるでしょうが、当市としては今後、今まで挙げたような課題に対して、どのように進めていくのか、当局の見解をお伺いたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

盛土規制法や擁壁の老朽化対応に関する全国的な取組は始まって間もないこともあり、徐々に国によるマニュアルやチェックシートなどの整備が進み出したところです。当市としては、宅地擁壁に対する相談については、既に住宅相談で建築士などの専門家が対応する制度があります。今後は、チェックシートや住宅相談の周知を進めながら、国や県、近隣市町村の取組などについての進捗状況を注視していきます。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 増田修治議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。一般によく知られている耐震診断は、基本的には住宅部分であり、その周囲である土地や擁壁、土留めなどの診断も非常に重要となっております。

住宅はあくまでも居住する方が住まいの安全を第一として耐震補強し、長く住むことを目指していますが、擁壁は、もし万が一のときには、そのお住まいになる方の土地だけではなく、周辺住居や道路封鎖などにも被害が及ぶことがあるため、こういった部分を強化していくことは行政としても大切な要素であると考えます。

多くの方は、自身の住宅の耐震性は気にしつつも、擁壁の耐震性や安全性は目に見えて発覚しづらかったり、すぐにどうこうなるような感じもなく、頑丈そうに見えるため後回しになりがちです。個人所有の土地ということもあって、なかなか市として踏み込みにくい部分もあるかとは思いますが、ほかの事故の事例のとおり、非常に広範囲に被害が発生することも考えられます。

また、建物と同じように擁壁も災害が起きる前の予防保全が大事だと思います。まちの安全のためにも、起きてから対応するのではなく、事前に対策を講じられるよう、今後の進め方や周知徹底に期待をしたいと思います。

それでは、件名2のほうに移りたいと思います。件名2、文字・活字文化振興についてです。

昨今、ニュースでもよく活字離れが深刻になっていると取り上げられたりしています。文化庁の調査によれば、本を月1冊も読まないという方が6割超といった結果になっており、読解力、思考力、想像力、語彙力、表現力の低下にもつながるといって危惧されています。

日本は世界最古の小説は源氏物語と言われていたり、昔から識字率が高かったりして、文学国として世界に誇ることもできる国だと思います。

そして、日本語は外国語にはない独特の表現や言い回し、同音異義語、オノマトペも多数あり、世界的に見ても複雑でありながら、情緒の表現を文字化、言語化してきた、非常に優れた民族であり、こうした先人たちが築いてきた文字・活字文化を振興していくことは大切な要素であり、文字・活字文化振興法でも定められています。

現在では、書籍や新聞などの活字を以前に比べて、紙媒体で読むことが少なくなり、今回のような議会資料もデジタル化が進み、今はタブレットで配信をされています。もちろんデジタル化自体は進めるべきことだとは思いますが、気軽にメモしたり、色鉛筆で色をつけたり、付せんを付けたり、感覚的にページを開いたり、パラパラと目次を見たりしてできるような紙の書籍は、電子書籍と比べても内容の理解度にも差が生じるといった研究結果も出てきています。

そして、紙の書籍を読む機会が少なくなっている傾向でもありまして、書籍販売数も電子書籍が3割強ということとなってきています。

私の所属している民生文教委員会にて、学校訪問を定期的に行わせていただいておりますが、各小学校に訪問する中で、学校内の図書や図書教育などを見て、子どもたちは本を読むことを楽しんでいるなど感じました。子どもたちに向けた読書習慣は、当市も非常に強く根づいているなど感じております。

反面、学年が上がり、思春期以降や成人になると、活字離れは深刻化していると言われております。その大きな要因は、やはりスマホの登場だと思います。私も電車に乗ると、15年ぐらい前までは通勤の人たちや学生も、新聞であったり、本を読みながら通勤通学していた人も多かったと思います。ですが、現在ではほぼスマホを見ている社会となってきております。

これは時代の流れなんで、なかなかあらがえない部分もあるんですけど、紙での読書はスマホで読むよりも、脳に与える認知的な感覚的な影響が違うということが、最近の研究では報告をされていまして、本で読むよりも、スマホで読むほうが浅い読みとなって、集中力の低下や記憶力低下にもつながると言われています。そして、こうしたスマホで読む文化というのはあまりにも普及をして、生活様式も変わってきたことから、海外諸国では紙媒体を再度普及させていこうといった動きも出てきております。

スマホによる時間の消費は恐ろしいほど多くの時間を割いており、じわじわと活字文化から離れさせています。本来、活字情報自体はスマホというものが登場したことで、以前に比べても圧倒的に増えているはずですが。にもかかわらず、深刻な活字離れと言われている一番

の原因は、活字の量ではなくて、活字の質、読書方法の変化、そして読書による深い読みの減少です。

私もなんですが、スマホを触っている時間が年々増えてしまって、よくないなと思いながら、社会全体、行政としても考えていく必要があると思って、今回、一般質問をさせていただきます。

それでは、まず、要旨1、読書推進の取組についてです。

当市には犬山市立図書館があり、また楽田小学校にも楽田ふれあい図書館があったりして、図書館に触れることができる施設はあります。また、小学校では子どもたちも学校でお勧め図書を紹介などをしており、非常に活発に取り組んでいることと思います。

そこで、まずはお伺いいたします。

当市において読書推進、文学推進についてはどのような考えを持って取り組んでいるのか、当局の見解をお伺いいたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

図書館は市民の生涯学習を支えるため、多様な資料や情報を提供し、いつでも気軽に情報を得られるよう、読書環境を整えるなど、図書館機能の充実を図っていくことが重要と認識し、様々な取組を行っています。

犬山市立図書館2階には、令和3年3月に子ども読書空間ブックキャンプを開設し、野外キャンプをイメージした、ゆったりとできる空間で、子どもたちが継続して本に親しむきっかけづくりとなるよう、図書館ボランティアによるおはなし会やブックトークを定期的に行うなど、子どもだけでなく保護者にも読書の楽しさを提供できる場となっています。

また、図書の貸出しだけでなく、朗読会や講演会、法律セミナーなど、幅広い年代に向けてイベントを開催しています。

さらに、小学生や幼児を対象とした読書通帳、年齢別のブックガイドに加え、今年度は中学生向けのブックガイドを作成し、市内中学校全生徒に配布をすることとともに、館内にティーンズコーナーを設置したところです。

図書館コーディネーター、学校連携司書を配置し、小中学校の図書館と連携して、各小中学校の実態に即したブックイベントの開催、市立図書館の出張文庫、リクエストサービスなどを行い、子どもたちがより多くの本に触れられる機会を提供しています。

特に子どもたちの読書を推進することは、人生をより深く、生きる力を身につけていく上で大切であり、積極的に読書環境の整備をし、子どもの頃から読書習慣をつけることが、大人になっても読書に継続的に親しむと見え、事業を進めています。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 増田修治議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。これからの未来を担う子どもたちを中心に、多くの読書推進が行われているということが分かりました。4月には文部科学省が行う図書館・学校図書館と地域の連携協働による読書のまちづくり推進事業に採択されました全国5

つの市町村の中から、お近くの瀬戸市が採択をされました。こうした自治体事例もいろいろ参考になる点もあると思いますので、読書推進の取組に対する調査研究も続けていただければ幸いです。

それでは、引き続き要旨2のほうに移ります。要旨2、図書館利用者について。

先ほどの答弁をお伺いする感じだと、子どもたちへの取組が多いのかなと思いましたが、大人に対しても紙媒体の書籍からどんどんと遠ざかってしまい、読書習慣が減少していると思います。私は昔から本に書き込みをして読むタイプなので、あんまり図書館に行かずに購入するほうなんですけど、当市は、自分が子どもの頃から見ると、本屋も非常に減ってしまい、今ではネットで買うことが私も増えてしまいました。ですが、データとして図書館利用者数も一つの指標になるとと思いますので、読書機会の減少や傾向を考えるためにも、図書館の利用年代や利用者数の推移をお伺いいたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

犬山市立図書館の利用年代、利用者数は、来館者のうち、新聞、書籍の閲覧、研修会の受講、学習室の利用などのみの人数は集計がありませんので、本の貸出しを利用した人数でお答えします。

利用年代につきましては、70歳以上が最も多く利用されており、令和6年度は2万9,303人、21.9%で、他の世代の利用状況は、6歳以下・5,477人、4.1%、7から12歳・1万3,943人、10.4%、13歳から15歳・1,867人、1.4%、16歳から18歳・1,109人、0.8%、19歳から22歳・1,867人、1.4%、23歳から29歳・2,653人、2.0%、30歳から39歳・1万3,334人、10.0%、40から49歳・2万3,278人、17.4%、50から59歳・2万1,216人、15.8%、60歳から69歳・1万5,780人、11.8%であり、利用年代はここ数年、同様の傾向にあります。

次に、利用者数の推移につきましては、令和5年度・11万4,683人、令和6年度・13万3,933人、今年度9月までの半年間では9万2,920人で、利用者数は年々増加傾向にあります。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 増田修治議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。利用者数が年々増加していると聞いて、いい傾向だなと感じました。ですが、やはり傾向として、中間層世代がちょっと少ないのかなと感じました。特によくスマホを使うような世代である10代後半から20代辺りは低くなっていて、貸出本数だけでははかれない部分もありますが、課題でもあるのかなと感じました。

現在、書籍も物価高騰の傾向から以前に比べて高くなってきていて、読書が好きな方にとっては図書館の需要も増えていくと思いますし、今後も貸出数の増に増やしていければと思います。

ですが、これはデータなんで一概には言えませんが、読書習慣のない方が増えて、貸出数が増えているというよりは、ヘビーユーザーが増えて、貸出冊数が増えているということも考えられますので、貸出しの傾向や、来館者数、今後、もう少し詳細なデータの収集などを行って、対策も練って、図書館の貸出数だけではなく、あらゆる世代の利用者数の増加にも

つなげていければと思います。

それでは、続いて、要旨3に移ります。生涯学習としての読書推進についてです。

当市は子どもの読書に関しては、令和5年度に文部科学大臣表彰を受賞したり、すばらしい取組をしていると実感をしております。であれば、この成果を糧に、人生100年時代の今、世代を広げて、多くの世代にも読書の習慣を広げ、全世代型の読書推進をしていけないものかと思います。子どもに目を向けることはもちろん重要な視点なのですが、今現状住んでいる成人や親御さん向け、また将来的には独身者が人口の半数になるとも言われている世の中でもあるので、全世代、全ての市民に向けて、より推進していけないものかと思います。

文字・活字文化振興法の基本理念には、「全ての国民がその自主性を尊重されつつ、生涯にわたり地域、学校、家庭、その他の様々な場において居住する地域、身体的な条件、その他の要因にかかわらず、ひとしく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として行わなければならない。」とあります。

先ほども言ったとおり、小学生の読書量は減っていないか、当市においてはむしろ増えているかもしれません。ですが、子どもたちの二分化が起きているとも言われ、家で親とか大人が本を読む姿勢を見せる機会が減っており、家で習慣的に読む家庭と読まない家庭で差が生じてしまうといったことも言われています。

これは活字離れは子どもだけの問題ではなく、大人の問題でもあると考えられ、大人が本を読む姿勢を見せられるようにすることが、子どもの将来的な読書習慣にも影響を与え、日頃から読書機会を創出することは、社会を立体的、複眼的に見ることの能力向上にも寄与すると言われており、読書習慣が広まることは生活を豊かにすることとも言えます。

また、世の中の大半は、仕事の大半はテキストベースとなっていて、読解力や思考力、想像力、語い力などは、ふだんから鍛えることは非常に大切であり、読書習慣を生涯にわたって築いていくことが、言葉の真意を理解することにもつながると考えます。

文字を読むことと文章を読むこと、文脈を理解することは、その意味が大きく違って、活字離れの真意は、こうした文脈理解力の低下でもあるといえ、読書はこの部分を鍛える意味でも非常に大切な意味を持っていると思います。

そこで、例えば草津市では、生涯学習として草津市読書のまち推進計画といったものを築いており、子どもだけではなく、人生100年時代を見据えた計画も策定しており、全世代型の読書習慣を推奨しております。

そこでお伺いいたします。

当市の今までの成果、実績を糧に、生涯学習プランとしての読書の視点を強化してはどうかと考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

草津市読書のまち推進計画は、令和7年7月に策定され、教育振興基本計画の個別計画として、子ども読書活動推進計画を内包し、子ども・若者計画などの関連計画とも整合し、子

どもだけでなく、大人も含めた読書活動の推進を目指した計画で、多彩な取組を進められています。

当市では、犬山市生涯学習推進計画を令和7年3月に改定し、学びと地域文化の創造を支えるまちづくりの方向性として、図書館のまち犬山をうたい、個別計画としては第三次犬山市子ども読書活動推進計画を令和6年3月に策定しました。

この計画は、令和11年度までのおおむね5年間を計画期間としていますので、まずは子どもたちへの取組を進め、次の計画を策定する際に、草津市のように、大人も含めた推進計画とするか検討してまいりたいと考えています。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 増田修治議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。今後、少子・高齢化が進む中、子どもだけじゃなくて、生涯学習として読書推進計画を考えていくことは、重要な視点だと思いますので、ぜひ前向きに検討いただければと思います。

海外の事例ですけど、デンマークでは書籍に関しての税金を撤廃するほど、読書習慣の減少に危機感を持って取り組んでおります。読書習慣を子どもだけではなく、市内全域、全世代にも知れ渡るようにできれば、当市もより文化振興が進み、生涯学習として健康維持としても非常に有益だと考えます。

読書の推進としては最近ではビブリオバトルといった個人の推薦本を時間内で紹介するといった大会もあり、読書機会の普及には一役買ってありますが、もっと読書習慣の浅い人にも、何げなく読めるような読書体験ができればなと思います。

そこで、要旨4に移ります。要旨4、まちじゅう図書館についてです。

これは先ほどの推進とも兼ね合いが出てきます。添付させていただいておりますけども、長野県小布施町では、まちじゅう図書館といった構想の下、図書館だけでなく、町内各地の事業所、銀行、病院などの待ち時間の発生するようなお店、それぞれのお店ごとに特色ある絵本を置き、町も一緒になって進めている仕組みです。

ほかには近隣では、四日市市なども行っていたり、全国幾つかの自治体でも実証をされております。

本好きの店主厳選の所蔵本を並べて、銀行なら金融系の本であったり、喫茶店ならコーヒーの知識本を置いたり、病院なら健康の本を置いたりして、なかなか図書館とは違った選書もできて面白いかなと考えます。それぞれの店舗にお勧めの本を置いてパンフレットにしたり、本棚に旗を立てたり、またステッカーを貼ったりして、町と一緒に読書習慣を推進しているような取組です。

当市においても学校や図書館以外の市内公共施設にも常設図書を置いたり、市内各所の銀行や美容院や飲食店やフィットネスなど、こういった店舗にも図書機能を持たせて、気軽に本を読める体制を取ったりすれば、より読書機会も目に触れられて、大人の読書機会の創出にも寄与できないかなと考えます。

待ち時間は私もついスマホを見てしまいがちですけど、こうしたことは読書に対して心理的ハードルを下げるような取組であり、また市としても推進しているといったことが見える化にもつながると思います。小布施町では町と一緒に取り組んで、マップもつくって読

書を進めています。

実際、自分も自分の店に読んでもらえたら面白いかなといったような本を置いたりとかしております。こうして図書紹介をしてもらえると、より文字・活字の進行にもつながるのかなと考えます。

そこで、お伺いいたします。

まちじゅう図書館は、事業所の協力だとかいろんな課題もありますし、また産業課であったり、商工会議所などの協力も必要になるとは思いますが、協力してくれる店舗もきっとあると思います。こうした取組の推進を市としても検討してみてもどうかと考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

市民が日常の中で気軽に本に触れられる環境づくりは、読書推進や地域のにぎわいにつながる意義ある取組で、議員からご提案のありました、小布施町のまちじゅう図書館は、地域ぐるみでの読書文化づくりには大変参考となる事例と認識しています。

一方で、当市において同様の取組をすぐに展開するには、管理体制、協力店舗の負担、継続コストなど、整理すべき課題が多く、現時点で積極的に導入する予定はございません。

しかしながら、小布施町をはじめ、他市町の事例は参考になることから、引き続き運営方法や効果について調査研究を行い、当市に適した形での可能性を検討してまいります。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 増田修治議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。ぜひともこうした読書機会の創出を、図書館とか学校だけじゃなくて、全市的に考えていただければと思います。今回はスマホ等の登場による深刻な活字離れについて、また本に日頃触れていないようなライト層の方々への読書機会を何とか設けられないかなといった趣旨で一般質問をさせていただきました。

自分もですが、自分がいいと思った本を読んでもらえると、本が好きな人は大変うれしそうと感じると思いますので、協力していただける事業者もいらっしゃると思います。生涯学習として、こういった読書習慣を広げて、脳の健康の活性化にもつなげられればと思います。

今回、一般質問として議題に挙げさせていただきましたが、自分自身も読書量は減少しているなど実感しておりますし、ネットで文章を読むときと、本で読むときではなかなか読む時間に対しての向き合う姿勢も違って、記憶や心に残る感覚も違うというのは自分でも実感しております。

読書機会は、表現力や語彙力の向上にもつながり、教養や知性として人生を豊かにすると思いますので、今後も文字・活字文化、そして読書習慣の推進のほどよろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 3番 増田修治議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午後2時55分まで休憩いたします。

午後 2 時 45 分 休憩

再 開

午後 2 時 55 分 開議

◎副議長（鈴木伸太郎君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

4 番 光清 毅議員。

◎4 番（光清 毅君） 4 番、創犬会の光清 毅です。議長から発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、3 件の一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

件名 1、オーラルフレイルの予防についてです。

オーラルフレイルとは、オーラル、口腔と、フレイルティ、虚弱を合わせた造語でありまして、日本で考案された概念です。これは年齢とともに、口の機能が衰えていく状態のことです。

近年、フレイルという言葉が医療や介護の現場では浸透してきていますが、オーラルフレイルは一般的にはまだまだなじみのない言葉であります。80歳まで20本の歯を残そうという8020運動の推進は、有名な取組であります。

最近では、オーラルフレイルの対策を行う重要性が強く意識されています。オーラルフレイルの早期発見と予防が、年を重ねても健康に生活ができる期間の長さ、いわゆる健康寿命を延ばすために重要なことでもあります。年だから仕方がないと見過ごしがちな情報でも、早めに気づいて対処することで改善ができるのがオーラルフレイルの特徴でもあります。

そこで、要旨 1、成人の歯と口腔の健康状況についてです。

市では、成人における口腔の健康状況について、市民アンケートなどをされていますが、どのように把握しているか。また、6月に厚生労働省より公表された令和6年歯科疾患実態調査では、8020達成者率は61.5%となっていますが、当市の8020の達成者の状況はどうなっているか、質問をいたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） それでは、光清議員のご質問にお答えをいたします。

まず、令和5年度に実施した市民アンケートでは、歯と口腔の健康状態が、健康である、あるいはまあまあ健康であると回答された方の割合は、50代で74.3%、60代で73.3%、そして70代では69.8%となっておりまして、加齢とともに、ご自身の健康に対する自信が減少していく傾向が見られます。

また、国民健康保険団体連合会の国保データベースというものがあるんですが、そこでは75歳以上のいわゆる後期高齢者の方の状況というのが確認できるんですが、硬いものが食べにくくなった、あるいは飲物でむせることがあるという方が、近年では2割から3割程度い

らっしゃるということが分かります。

次に、令和6年度に8020を達成ということですが、当市では達成の状況は把握しておりませんので、表彰された方、表彰者の数を申し上げますと、151人です。この年に80歳になられた方は842人ということですので、約2割の方が該当していたということになります。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 光清 毅議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。やはり加齢とともに口腔の健康に対する自信が減少し、飲食時に不安を持っている方が一定数あることが分かりました。

また、8020の達成者で表彰を受けた方が全体の約2割と、ちょっと低いことが気になります。

そこで、要旨2です。オーラルフレイル予防事業についてです。

まず、市として、オーラルフレイルについてどのように認識しているか。オーラルフレイル検診の受診状況はどうなっているのか。また、フレイルチェック表の実施状況はどうなっているか、質問をいたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） ご質問にお答えをいたします。

まず、オーラルフレイル、冒頭、議員がご説明されましたけれども、口腔機能の低下、そういった状態になりますと、食事はもとより、場合によっては他人とのコミュニケーションも困難になって、場合によっては全身の健康にも悪影響というのを及ぼしかねません。

オーラルフレイルは初期の段階で適切なケアを行うことで、その進行を抑えることが可能だというふうにされておりますので、予防と対策というのは、健康保持、健康維持には不可欠なものだというふうに認識をいたしております。

次に、令和6年度のオーラルフレイル歯科健診の状況ですが、年齢別に見て、まず60代、こちらは対象が910名のうち68名が受診をされ、受診率にしますと7.5%、同様に、70歳では776人中88人で11.3%、76歳では1,232人中102人で8.3%というふうになっております。また、これら受診者のうちオーラルフレイルが疑われたのは、60歳では20人で受診者の29.4%、同様に70歳では30人で34.1%、76歳では35人で34.3%となっています。

続きまして、令和6年度に実施したフレイルチェックの状況ですが、70歳では対象730人のうち406人が回答され、回答率にして55.6%、同じく76歳では1,053人中670人、63.6%となっています。

また、回答された方のうちオーラルフレイルが疑われたのは、70歳が33人で、受診者の8.1%、76歳が67人で10.0%となっています。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 光清 毅議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。

オーラルフレイルの歯科健診の対象者の受診率が10%程度となっていること、またそのうち、口腔機能の低下が疑われた人が3割程度あることが気になります。また、フレイルチェックでも1割近くの人が口腔機能の低下が疑われていることが分かりました。

ここで再質問をいたします。

オーラルフレイル歯科健診結果などを活用して、どのように予防事業を実施しているのか。また、歯科医師会との連携が重要と考えますが、協力状況はどうなっているか、再質問いたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） それでは、再質問にお答えをいたします。

当市では、オーラルフレイルの予防のために健診の受診者とフレイルチェックの回答者に対して、フレイル予防のための口の体操の案内や、口腔機能の改善を目的とした元気教室というものを実施いたしております。

まず、口の体操ですが、こちらは誰もが手軽に実践できるということを考慮いたしまして、内容としては声を出しながら、口や舌を動かし、飲み込む力とかむ力を鍛えるなど、簡単な内容で口の機能の維持に役立つものというふうになっておりまして、一方、元気教室では、口の状態を把握をして、口腔機能を維持、あるいは改善するための飲み込み体操のほか、低栄養に陥ることを防ぐための講座などを行っております。

なお、先ほど申し上げた健診などで、オーラルフレイルが疑われる方に対しては、これらのほかに個別に面談というのを行っておりまして、それぞれの状況に応じた保健指導というものをしております。

また、歯科医師会では、市の取組のご紹介をいただいたり、あるいはオーラルフレイルそのものに関する啓発をしていただいたり、保健指導にもご協力をいただいているという状況です。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 光清 毅議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございます。口の体操を案内したり、元気教室を実施したりして、既にオーラルフレイル予防に取り組んでいる状況を理解いたしました。歯科医師会とも引き続き協力体制を強めて進めてもらうことを期待しています。

次に、要旨3、オーラルフレイルの認知度向上についてです。

今年3月に策定されました第3次みんなで進めるいぬやま健康プラン21の中で、歯、口腔の健康では、オーラルフレイルの認知度向上を目標の一つとしてあり、現状値、これは令和5年度の数値ですが、17.5%を28%以上にするとなっております。

そこで、市では改めて認知度向上を目標とした理由、そのためどのように取組をしているのか質問をいたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） ご質問にお答えいたします。

まず、第3次健康プランで、オーラルフレイルの認知度向上を目標としているのは、先ほど申し上げましたとおり、オーラルフレイル、つまり口腔機能の低下は、全身の傾向にも悪

影響を及ぼしかねないにもかかわらず、いま一つ認知度が低く、生活の中でその予防や対策が必ずしも十分とは言えないという現状を改善しなければならないというふうに考えたためです。

次に、オーラルフレイルの認知度向上のための取組ですが、市が実施する健康教室や保健指導の際の啓発、あるいは先ほど申し上げた歯科医師会による啓発、また、子ども未来園での歯磨き教室に合わせた啓発、老人クラブや地域のサロン、そういった地域の集まりでの啓発ということを行っております。

また、オーラルフレイル歯科健診を案内する際には、オーラルフレイルは口腔機能の衰えであるという内容の説明ですね、そういったことと、そのリスクについてもご理解をいただけるような説明を行うとともに、対象者の目に留まるように、イメージイラストのあるカラー印刷にするなどの取組というのを行っております。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 光清 毅議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございます。既に様々な機会を捉えて、認知度向上のために啓発を行っている状況が分かりました。

再質問をいたします。

今後、多くの市民にオーラルフレイルを知ってもらい、予防をするためにどのように進めていくか。また、市が実施している運動や食生活の講座等の連携ができないか、再質問をいたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） 再質問にお答えをいたします。

オーラルフレイルの認知度を上げるためには、先ほど申し上げた取組ということを継続をさせていただくんですが、その際には、これまで以上に少しでも多くの方の目に触れるようにすることを意識しなければならないというふうに考えます。

議員のご提案にもありましたけれども、そのためには、現在の取組に加えて、健康づくり推進員であったり、食の改善推進員という方々が実施する講座や教室などへの啓発ということをお願いしていきたいというふうに考えてます。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 光清 毅議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございます。現在の取組に加え、関係のボランティア団体との連携をして、啓発に努めていくとのこと。特に食生活は口の健康と密接に関係がありますので、料理教室などで学ぶ機会を設けると、より効果的であると考えます。

食べることは生きること、私たちの体は、毎日口にしたものでできています。言うまでもなく、口は栄養の入り口であります。また、自分の思いを言葉にし、表情をつくるなど、口は感情の出口でもあります。そうした必要不可欠な口の機能を維持するためには、できるだけ多くの人に、多くの市民にオーラルフレイルについて知ってもらい、いつまでも自分の歯でおいしく食べて、食生活を豊かにするとともに、健康な日々を送ってもらえるようにするため、今後のさらなる取組を期待して、次の質問に移ります。

件名2、避難所の今後についてです。

近年、日本の各地で地震や風水害などが多く発生しており、本市においても他人事ではありません。そうした災害時に設置される避難所については、議会においても度々議論され、市民の関心も高いところであります。

今年の6月8日にエナジーサポートで開催されました、土砂災害に備える訓練や、先月の11日に、羽黒小学校で開催されました総合防災訓練にも多くの参加者があり、避難所に関しても、参加者の方から意見を聞かせてもらうことができました。

避難所の開設、運営は市町村が行うのが基本です。しかし、大規模災害時には、人命最優先で対応しなければならない事態が多く発生するため、避難所の運営までは手が回らないことも想定されます。そのため、地域の方々が主体となって、避難所の開設、運営ができるような体制づくりも必要ではないでしょうか。

そこで、今回、命を守るための緊急避難場所と避難生活をするための避難所について改めて質問し、今後の新たな展開を考えたいと思います。

そこで、要旨1、指定緊急避難場所の状況についてです。

指定緊急避難場所は、洪水や内水氾濫、土砂災害、地震や大規模災害が発生したときに、住民が避難する場所です。現在の指定緊急避難場所の設置数やその災害種類による内訳はどうなっているのか。指定緊急避難場所は一斉ではなく、必要に応じて開設されていると思いますが、その基準はどうなっているのか。また、近年の開設状況はどうなっているか、質問いたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

市では、交通や地震、土砂災害などの発災時に緊急的に逃げる場所として、指定緊急避難場所として、学校をはじめ、公共施設や民間、企業など39施設を指定しています。

災害の種類により逃げる場所は異なり、洪水や内水氾濫、土砂災害では、建物34か所、地震や大規模火災では広場22か所が対象となります。避難所の開設は、災害対策本部にて、災害の種類や規模、警報等の発表状況、避難場所への避難の安全性などを総合的に判断し決定します。

近年の避難所開設状況ですが、令和4年度の避難所開設は1回で、9月19日に台風14号接近に伴い、19か所を開設し、14名が避難しました。

令和5年度の開設は1回で、8月15日に台風7号接近に伴い、9か所を開設しました。このときには避難者はありませんでした。令和6年度は避難所の開設はありませんでした。

そして、令和7年度は10月20日に栗栖で発生した県道への倒木により、市民交流センターフロイデを帰宅困難者用の避難所として開設し、60名が避難をしました。また、栗栖地区の住民が栗栖公民館を自主避難所として開設し、16名が避難をしています。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 光清 毅議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。近年はこの地域には幸いなことに台風

の接近が少なく、過去3年で避難所の開設は2回と少なくなっている状況が分かりました。また、今年10月の県道での倒木では、栗栖公民館に自主避難所が開設されたことは、いわゆる共助による避難所であり、これからの一つの避難所の形ではないかと思えます。

ここで再質問をいたします。

緊急時は安全に避難所まで移動することが重要と考えられます。地域防災計画においても、市は基準により避難路を選定し、住民への周知徹底に努めると示してあります。避難所までの避難経路についてはどのように考えているのか、再質問いたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） 再質問にお答えします。

避難所へ避難する際には、避難先が安全な場所であることに加え、避難先までの経路においても危険な箇所を避け、安全性を最優先に複数選定しておくことが重要です。具体的には、土砂災害や浸水する可能性がある場所など、危険な箇所を事前にハザードマップで確認することや、狭い道、古い家屋やブロック塀付近を避けることなどが挙げられます。

市では、避難先までの経路や行うべき行動をまとめた避難計画を個々に作成するマイハザードマップづくりの講座を行っています。今年度は6月に倉曾地区の訓練で実施しました。町内会などの地域で訓練を行う際には、ぜひ活用していただきたいと考えています。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 光清 毅議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。

倉曾地区の訓練でのマイハザードマップづくりには、私も参加者の方と一緒に考えてみました。こうした講座は、災害発生時の行動をより具体的に考えることができるので、機会を捉えて、これからも市内の各地で行ってもらうことを期待いたします。

要旨2、指定避難所の今後についてです。

指定避難所は、災害が発生した後、住民が生活するところです。今後の避難所について何点か質問をいたします。

まず、今年の2月定例議会における小川清美議員の一般質問でもありましたが、国の避難所運営指針における、いわゆるスフィア基準を満たすため、市はどのように対応を考えているのか。また、避難所を長期に開設する場合、運営体制や担当する職員の確保はどのようにしていくのか。さらに、地域によっては隣接市町への避難も必要となると考えられますが、隣接市町との協力体制についてはどうなっているか質問をいたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

国が定める避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針では、避難所の組織体制や備蓄、食料に関する配慮、機能の整備など、平時と発災時に必要な対応が示されています。令和7年2月議会の小川清美議員の一般質問でお答えしたとおり、指針に沿った対応を

目指し、備蓄等を配備するなど体制整備を進めています。

しかし、大規模災害時には備蓄や居住スペースの不足が想定されるため、住民一人一人が備えを進める自助の重要性を啓発しているところです。

また、避難所の運営体制については、1避難所につき2名または3名を避難所担当職員として配置しており、避難所開設が長期化する場合には、別の職員と交代する体制としています。

しかしながら、避難所運営以外にも、災害復旧に関する優先すべき業務に当たる職員を確保する必要もあり、避難所担当職員を増員することは困難です。そのため、避難者にも、避難所の運営に携わっていただくことが求められます。このことについては、地域で行う防災訓練などで啓発を行っているところです。

隣接市町との協力については、平成8年に春日井市、小牧市、岩倉市、江南市、大口町、扶桑町の5市2町で締結した災害時における相互応援協定に、避難施設等の提供が含まれており、市外への避難についても相互に協力することとしています。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 光清 毅議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。

避難者にも避難所の運営に携わっていただくことは、避難者にとっても心強いと思います。これからもその役割を自覚していただけるように啓発に努めてください。

また、災害発生時において、できるだけ近くにある避難所を利用できることは、住民にとっては安心につながると思います。

そこで、再質問をします。

指定避難所が自宅の近くにない地域では、福祉避難所であります子ども未来園などを指定することができないのか、再質問をいたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） 再質問にお答えします。

福祉避難所は子ども未来園や民間の福祉施設など、市内で15か所を指定しており、学校などの一般の避難所での避難生活が困難で、配慮が必要な方が避難する避難所です。仮に福祉避難所を指定避難所として指定すると、高齢者や障害者、妊産婦などの福祉避難所の対象者以外の住民も避難することとなり、本来受け入れるべき住民が受け入れできなくなるおそれがあるなど、福祉避難所の運営に支障を来す可能性があります。

そのため、現時点では福祉避難所である子ども未来園を指定避難所に指定することは考えていません。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 光清 毅議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。

現時点では、福祉避難所である子ども未来園を指定避難所に指定しない、その理由は理解しましたが、公共施設が子ども未来園以外にない地域、例えば、楽田東部地域などは例外的に指定緊急避難場所、犬山の場合は及び指定避難所に指定することを検討してもらいたいと

考えます。

今年10月に議会から立山町へ行かせてもらいました。その際に、立山町防災児童館複合施設アカリエを視察してきました。アカリエは、今年1月に防災センターと児童館を兼ね備えた、全国でも珍しい施設として整備がされました。立山町では、国の交付金などを活用して、児童館として幅広い年代の子どもたちに遊び場を提供するとともに、防災センターとして、災害時は町の拠点避難所となっています。当市においても、今後、再整備が予定されている子ども未来園においては、備蓄倉庫や災害時協力井戸などを併設し、指定避難所としての活用の検討を期待いたします。

要旨3、届出避難所制度の導入についてです。

突発的な災害の危険性が高まった場合、自らが判断し、迅速な避難が必要であります。そのため、他の自治体では、住まいの身近にある町内会の集会場などを自主的に開設、運営する届出避難所の登録が始まっております。届出避難所には市の職員は派遣されませんが、一定の備蓄資材が供与されます。

そこで、他の自治体で実施している届出避難所の導入を当市においても進めたらどうか。また、その場合の課題をどのように考えているのか、質問をいたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

届出避難所とは、災害の危険が高まったときや災害が発生した場合に、住民が自主的に避難する場所として、地域の集会所など、町内会等が主体となって開設し、運営する避難所で、いわゆる自主避難所を市町村に届け出た避難所です。

県内では、一宮市と蒲郡市が制度化しており、登録できる施設は公共施設を除く地域の集会所などで、建築基準法における新耐震基準を満たしていることなどが条件となっており、蒲郡市では、届出避難所に対して物資の支援も行っています。

当市では、町内会が所有する集会所等を自主避難所としているところもありますが、全ての施設を把握できていないのが現状です。大規模災害時には、市の指定避難所に多くの住民が避難し、十分な避難スペースの確保が困難になることが想定されるため、地域で届出避難所が開設されることにより、指定避難所の混雑緩和につながる可能性もあります。

課題としては、運営責任や役割分担が不明確であることや、公的支援が遅れる可能性があること、避難者情報の把握が難しいことなどが挙げられます。

今後、届出制度の導入については、先進事例などを研究し、検討していきます。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 光清 毅議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。届出避難所の導入については、今後検討していくことで、大いに期待をしたいところであります。例えば、届出避難所となる集会所については、現在あります集会所等建築費補助金を増額するとか、周辺に災害時協力井戸を確保できるように支援するとか、そうしたことを合わせて考えたらどうでしょうか。これからの防災を考えるに当たって、公助と連携した共助による避難所を地域の皆さんと一緒に

進めてもらう重要性を指摘して、次の質問に移ります。

件名3、鳥獣対策についてです。

鳥獣被害は、野生鳥獣が人間の生活や農林業に与える損害であり、特に農作物被害が深刻になっています。農作物被害は営農等、農村環境の保全を脅かす要因ともなっております。

令和5年度の全国の農作物被害額は164億円に上り、鹿やイノシシによる被害が全体の6割を占めております。また、愛知県における令和5年度の農作物被害は4億7,300万円になっており、鳥獣種別では、カラスが最大で、次いでイノシシとなっています。当市においては、近年イノシシの被害が増えており、度々議会でイノシシ対策に関する一般質問がされており、本日の午前中も小川隆広議員が質問されたところであります。

鳥獣被害対策の一つは、個体群の管理です。鳥獣の個体数をコントロールするためには、適切な個体数を目標に、捕獲と駆除を進める必要があります。

そこで、最初に要旨1、有害鳥獣の捕獲・駆除の状況についてです。

今年度の有害鳥獣の捕獲・駆除の状況はどうなっているのか。また、当市における近年の有害鳥獣による農作物被害の発生の傾向や被害の状況はどうなっているのか質問します。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

令和7年度の11月末時点での市が委託する有害鳥獣駆除等事業委託による捕獲状況としては、イノシシ302頭、アライグマ12頭、ハクビシン14頭、ヌートリア6頭、タヌキ37頭、カラス4羽、ヒヨドリ5羽となっております。

次に、市内の農作物への被害は、毎年5月頃、農地所有者を対象にアンケート調査を実施して把握しており、過去3年間の有害鳥獣による被害発生の傾向として、イノシシ、カラス、ヒヨドリの順に被害が多い状況となっております。

なお、直近の令和6年度のイノシシによる被害面積は約3.1ヘクタール、推計被害金額は約416万円、カラスによる被害面積は約0.2ヘクタールで、推計被害金額は約151万円、ヒヨドリによる被害面積が約0.1ヘクタール、推計被害金額は約87万円となっております。

また、令和6年度の主立った農作物の種類別での被害状況としては、稲の被害面積は約2.6ヘクタール、推計被害金額約249万円、桃、ブドウなどの果実類の被害面積は約0.6ヘクタール、推計被害金額約408万円、スイカ、トウモロコシなどの野菜類の被害面積は約0.2ヘクタール、推計被害金額は約67万円となっております。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 光清 毅議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。

令和6年度の有害鳥獣による農作物の被害額は、合計で約654万円となっておりますが、今後有害鳥獣の個体数の減少は想定しにくく、被害の増加が懸念されます。

そこで、要旨2、現在の取組と課題についてです。

鳥獣被害対策は、寄せない、入れない、増やさない、このことが三大対策であることは認識をしておりますが、市としてはどのような点に力を入れているのか、また、それぞれの取

組の課題をどう捉えているのか、質問をいたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

まず、鳥獣からの被害防除に最も即効性のある、入れない取組としては、農地を柵や防鳥ネットで効果的に囲うことで、直接的な被害を防ぐことができます。当市では、犬山市鳥獣害防止総合対策協議会において、鳥獣害防止柵等設置補助金を実施しており、農業者が自らの農作物を守る自助対策の支援を引き続き実施してまいります。

課題としては、柵の囲い方や管理状態が十分でなく、イノシシに突破されたりする事例も出ているため、適切な設置や管理方法の周知に努めております。

次に、寄せない取組としては、収穫されないままの作物は野生鳥獣を近寄せ、また、集落周辺の管理されていない竹林ややぶなどは野生鳥獣のすみかや隠れ場所になるため、野生鳥獣が近づく原因を解消する取組が重要であることの啓発に努めています。

寄せない環境をつくる取組は、個々の土地所有者だけでは困難なため、土地所有者同士の連携など、地域全体の課題として捉え、地域ぐるみでの共助体制を整えていただくことが課題となります。

最後に、増やさない取組としては、午前中の小川隆広議員のご質問でもお答えしたとおり、イノシシの捕獲数が増えているため、現状の体制を維持していけるよう、猟友会と連携した取組を継続してまいります。

捕獲だけでは鳥獣による農作物被害を防げないことから、被害を減らす効果を高めるため、今後も継続して複合的に取り組むことの重要性に努めてまいります。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 光清 毅議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございます。それぞれの対策にも課題もありますが、今後も今の対策を複合的に取り組むことで、その成果を期待いたします。

再質問をいたします。

寄せない取組で、地域ぐるみで共助体制を整えていただくことが課題とのことですが、地域の住民による有害鳥獣の生息域と、人里を隔てる緩衝帯の整備活動、具体的には、樹木の伐採や下草刈り等に対して支援、具体的にはその費用に補助金を検討したらどうかと考えますが、市の考えをお聞かせください。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） 再質問にお答えします。

鳥獣の生息域と人里を隔てる緩衝帯の整備を目的として、樹木伐採や下草刈りなどを行う費用に対する補助制度については、県内で確認したところ、豊田市で取組がされております。

また、当市を含めた隣接する6つの自治体で実施しているイノシシ被害対策連絡調整会議の参加自治体である多治見市では、地域での侵入防止柵整備に必要な材料を支給する取組を

実施していますが、これらの先行事例は、いずれも鳥獣対策を地域でまとまって住民主体で実施する共助の取組を支援するものでございます。

当市においては、活動が非常に活発な猟友会のご協力により、増やさない対策である鳥獣の捕獲が最大限実施されている状況にあると考えており、令和5年11月議会の小川隆広議員の一般質問でもお答えしましたが、今後、地域一丸となった寄せないや、入れないという対策への相談があれば、農林水産省の農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー派遣制度など、専門家の活用も含め、地域に寄り添った対応を検討してまいります。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 光清 毅議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。地域に寄り添った対応を検討していくとのことですので、地域要望があれば、先進自治体を参考に、早めに進めてください。

農作物被害を防ぐことはもちろん、市民の生活環境を守るためにも、そうした緩衝地帯の整備は有効であることを指摘して、次の質問に移ります。

要旨3、今後の取組（クマ対策）についてです。

最近では鳥獣被害防止計画で、有害鳥獣に指定されていない動物、サル、カモシカが市内で目撃されていると聞いております。そうした中で、特に気になるのが熊です。2年前には、10月末から11月にかけて市内の東部丘陵地、蓮池、今井、入鹿池などで熊の目撃情報がありましたが、幸い現地調査などの結果、生存は確認されませんでした。

そのような状況を受けて、市では令和5年11月にクマ（ツキノワグマ）出没時における対応マニュアルを作成されました。

そこでまず、そのマニュアルの概要について質問をいたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

先ほど議員からご指摘ありましたが、クマ出没時における対応マニュアルは、令和5年11月に作成しております。この年は全国的に熊が大量に出没した年で、犬山市でも熊ではないかという目撃情報が数件寄せられたため、熊が出没した際に、市民の安全を守るため、マニュアルを整備する必要性が生じました。

マニュアルは愛知県及び近隣市の熊対応マニュアルを踏まえて作成しており、内容としては、対応体制や各関係機関の役割分担、連絡体制、熊の目撃や出没情報の通報対応、市民等への周知方法、現地確認方法やその体制、熊出没の状況を踏まえ決定したレベル別の対応内容などを定めております。

市民の人命に関わる緊急事態において最も大事な初動対応が、迅速で的確に取ることができるとしてあります。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 光清 毅議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。マニュアルのポイントとしては、最も大事な初動対応が迅速で、的確に取ることができるとしてあります。

そこで、再質問をいたします。

対応マニュアルに基づく初動体制を中心とした訓練を実施することを提案しますが、市としてはどのように考えているか、再質問いたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） 再質問にお答えします。

熊の出没に備えて作成したクマ出没時における対応マニュアルですが、いざそのときに、先ほどもお話ししましたが、迅速で的確な対応が取れなければなりません。加えて、熊が出没した場合は、人命に関わる非常に緊迫した状況であり、冷静さも求められます。

また、熊への対応は、犬山警察署、犬山猟友会、愛知県といった関係機関との連携が必要となります。

このような対応が実践できるようにするため、事前の準備として訓練は重要であると考えております。

全国的に熊被害が増加している状況を見て、現在、令和5年に作成しましたマニュアルの総点検を実施しており、疑問点、問題点、修正点はないか確認をしております。マニュアルが整い次第、12月中には机上訓練から実施する予定でございます。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 光清 毅議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。マニュアルが整い次第、12月中には机上訓練から実施する予定とのことで、少し安心をいたしました。机上訓練を踏まえた上で、状況が変われば、早めに次の段階の訓練も実施する必要があると考えます。

ここで再々質問をいたします。

熊による人身被害が全国で多発する中、首長の判断で市街地でも猟銃による確保を可能にする緊急銃猟のマニュアルを整備する動きが愛知県内の自治体でも進んでいます。本市として緊急銃猟に対応したマニュアル整備を検討する考えはないか、再々質問いたします。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） 再々質問にお答えします。

緊急銃猟は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の改正により、新たに制度が創設され、令和7年9月1日に施行されました。

緊急銃猟は、熊及びイノシシを危険鳥獣として対象にしており、4点ございますが、1、危険鳥獣が市街地などの人の日常生活圏に侵入し、2、人への危険を防ぐための対策が緊急であり、3、銃猟以外の方法では的確かつ迅速に捕獲することが難しく、4、地域住民等に銃器等による危害が及ぶおそれがない。この4つの条件を満たした場合に実施することができる制度でございます。

この緊急銃猟制度を迅速かつ的確に運用するためには、緊急銃猟対応マニュアルが必要となります。犬山市においても、万が一に備えた体制の整備も必要と判断しておりますので、東北地方や北陸地方等の先行事例を参考にしながら、犬山市版緊急銃猟対応マニュアルの整

備を進めてまいります。

整備した緊急銃猟対応マニュアルは、さきに説明しました熊出没時における対応マニュアルにおいても連動して運用できるようにする考えでございます。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 光清 毅議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。緊急銃猟対応マニュアルの整備を進めていくということで、早めの整備を期待いたします。

当市では、森林面積が約45%を占めており、森林に隣接する耕作放棄地も増えております。そうした地域では、野生動物の隠れ場や餌場になっている場合もあります。そんな中、隣接する岐阜県や愛知県内でも、瀬戸市などで熊の目撃情報があり、熊がいつ私たちの目の前に出没するか分かりません。

市民の方からは本当に大丈夫との声をよく聞きます。備えあれば憂いなしと言われます。万が一熊が出没した際には、素早く判断、対応ができるように今から備えていく必要性を指摘させてもらい、私の一般質問を終わらせていただきます。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 4番 光清 毅議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。本日の一般質問はこれをもって打ち切り、明日5日午前10時から本会議を再開いたしまして、一般質問を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎副議長（鈴木伸太郎君） 異議なしと認め、さよう決しました。

◎副議長（鈴木伸太郎君） 本日は、これをもって散会いたします。

午後3時46分 散会